

第3次登米市行財政改革実施計画

～協働による持続可能な
行財政運営の構築～

登 米 市

目 次

| | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 計画の位置づけ | 1 |
| 2 | 計画期間 | 1 |
| 3 | 進行管理 | 1 |
| | 実施計画 | 2 |
| | (1) 協働によるまちづくりの推進 | |
| | ①市民参画によるまちづくりの推進 | |
| | ・多様な担い手の育成 | 2 |
| | ◆ 市民活動を担う人材の育成強化 | |
| | ◆ 協働による公共サービスの選定・制度化 | |
| | ◆ 自主防災組織の活動支援 | |
| | ・まちづくり活動の支援強化 | 4 |
| | ◆ 中間支援組織による市民活動への支援の充実 | |
| | ◆ 集会施設の管理運営の適正化 | |
| | ②多様な担い手との連携強化 | |
| | ・民間委託と民営化の推進 | 5 |
| | ◆ 窓口業務等の委託の推進 | |
| | ◆ 保育所・幼稚園の民営化の推進 | |
| | ・公共施設の計画的な管理 | 6 |
| | ◆ 公共施設の適正な配置と管理 | |
| | ◆ 指定管理者制度の推進 | |
| | ◆ ≪再掲≫集会施設の管理運営の適正化 | |
| | ③公正の確保と透明性の向上 | |
| | ・情報提供の強化 | 8 |
| | ◆ 行政情報の発信強化 | |
| | ・市民意向の反映 | 8 |
| | ◆ 広聴活動の充実 | |
| | ◆ まちづくり市民意向調査（満足度）の実施 | |

(2) 持続可能な財政運営の推進

① 計画的な財政運営の推進

- ・ 中長期的な見通しを踏まえた財政運営 9
 - ◆ 中長期的な財政見通しの策定
 - ◆ 地方債残高の抑制
 - ◆ 国の制度改正動向の把握と的確な対応

② 安定的な財源の確保と経費の節減・合理化

- ・ 安定した財源の確保 11
 - ◆ 市税等の収納率向上
 - ◆ 保育料の収納率向上
 - ◆ 住宅使用料の収納率向上
 - ◆ 下水道使用料の収納率向上
 - ◆ 学校給食費の収納率向上
 - ◆ 幼稚園授業料の収納率向上
 - ◆ 保育料・幼稚園授業料の適正化
 - ◆ 検診料の適正化
 - ◆ 放課後児童クラブ等の負担金の適正化
 - ◆ 財政措置の高い地方債の活用
 - ◆ 遊休財産の活用の推進
 - ◆ ごみ指定袋への広告掲載の推進
 - ◆ 公募による自動販売機設置の推進
 - ◆ 公用車への広告掲載の推進
 - ◆ ふるさと応援寄附の促進
- ・ 経費の節減・合理化 19
 - ◆ 予算編成における経費削減の推進
 - ◆ 職員人件費の削減
 - ◆ 補助金等の適正化
 - ◆ 公共工事のコスト縮減
 - ◆ 公用車の適正配置と低燃費化の推進
 - ◆ ごみ排出量の削減
 - ◆ 電気料金の削減
 - ◆ 通信料金の削減
 - ◆ ≪再掲≫ 公共施設の適正な配置と管理

③地方公営企業等の経営健全化

- ・ 公営企業の経営健全化 24
 - ◆ 病院事業の経営健全化
 - ◆ 医療従事者の確保策の強化
 - ◆ 病院と地域の連携強化
 - ◆ 水道事業の経営健全化
 - ◆ 下水道事業の地方公営企業法適用
- ・ 第三セクター等の見直し 26
 - ◆ 第三セクターの経営健全化と自立の促進

(3) 効率的な行政運営の推進

①効率的な組織機構の構築

- ・ 効率性・機能性を重視した組織の見直し 27
 - ◆ 時代に相応しい行政組織への見直し
 - ◆ <再掲>下水道事業の地方公営企業法適用
- ・ 事務事業の適正化 28
 - ◆ 行政評価システムの推進
 - ◆ 環境マネジメントシステムの推進
 - ◆ <再掲>窓口業務等の委託の推進

②人材の育成及び確保

- ・ 職員の能力開発と育成 30
 - ◆ 職員研修の充実
 - ◆ 人材育成型人事評価システムの推進
- ・ 定員管理の適正化 31
 - ◆ 定員管理の適正化

③ICTの積極的な活用

- ・ ICTを活用した新たな行政サービスの拡充 31
 - ◆ 電子申請サービスの推進
 - ◆ コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進
 - ◆ 公共施設のWi-Fi化の推進
- ・ ICTを活用した業務の簡素化・効率化の推進 33
 - ◆ 電子カルテシステムの拡充

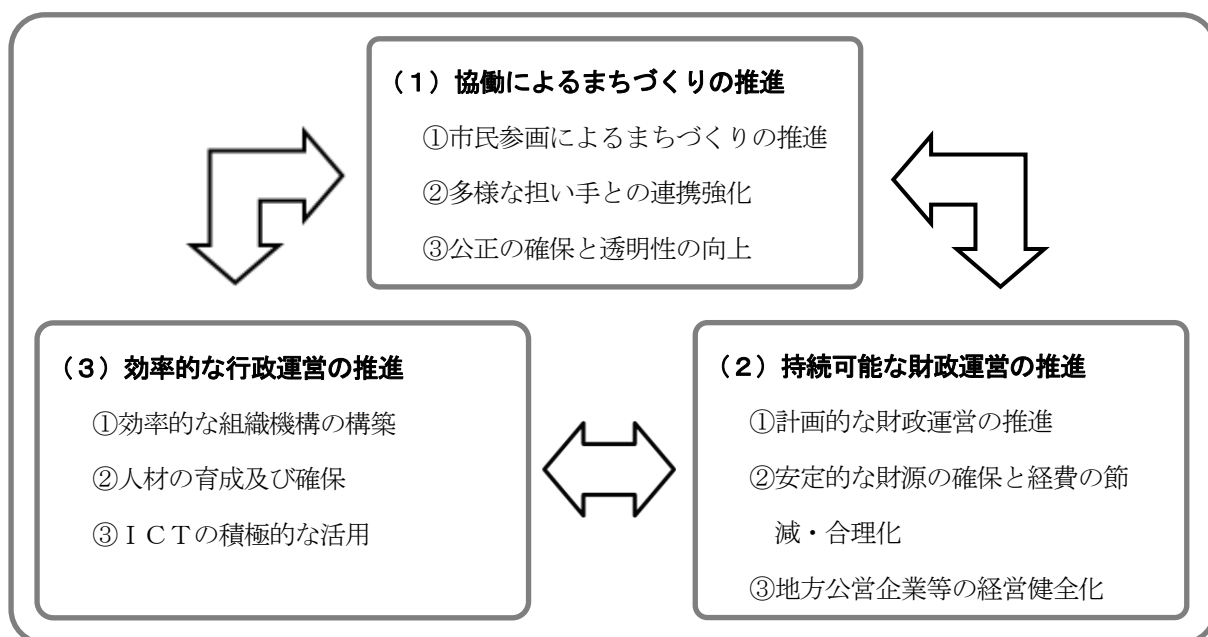
- 体系図 34

第3次登米市行財政改革実施計画 ～協働による持続可能な行財政運営の構築～

1 計画の位置づけ

第3次登米市行財政改革大綱で定めた「協働によるまちづくりの推進」「持続可能な財政運営の推進」「効率的な行政運営の推進」の3つの基本方針を確実に推進するため、具体的な実行プログラムを示したものです。

また、個別の実行プログラムごとに実施時期や達成年度、達成すべき目標や目標値等を明らかにすることによって、行財政改革を着実に推進するものです。



2 計画期間

第3次登米市行財政改革実施計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、重点項目を達成するための実行プログラムについては、必要に応じて追加や見直しを行い行財政改革を推進します。

3 進行管理

取組項目ごとに実施計画（実行プログラム）を策定し、達成すべき目標や目標値及び期間を定め、毎年度PDCAサイクルによる進行管理を実施します。

また、進捗状況については、市議会をはじめ広く市民に対して、広報紙やホームページ等を通じて公表します。

(1) 協働によるまちづくりの推進

①市民参画によるまちづくりの推進

・多様な担い手の育成

| 実行プログラム | | 1 市民活動を担う人材の育成強化 | | | 所管課 | 企画部 | 市民活動支援課 |
|---------|---|--|--|--|--|--|---------|
| 現状と課題 | <p>地域づくりを主体的に担うコミュニティ組織の人材育成を強化するため、平成27年度から総務省の集落支援員制度を活用して登米市集落支援員を設置している。集落支援員制度は地域の維持・活性化に向けた話し合いを通じて、地域の特色を活かした魅力ある地域づくり活動を推進していくことを目的としているが、そのためには、集落支援員やコミュニティ組織の役員等のスキルアップや地域住民の意識の醸成などを図っていくことが重要である。また、市民活動を担う人材の育成についても、協働によるまちづくりを推進する上で人材の育成が最も重要であることから、地域づくりの担い手として活動するリーダーの育成の強化が求められている。</p> | | | | | | |
| 取組概要 | <p>地域課題解決に取り組む集落支援員やコミュニティ組織の役員等の体制の維持・強化を図るため、各コミュニティ組織における課題の掘り下げや課題解決方法などの手法の習得支援、実践を交えた総合的なプログラムを通じて人材の育成を行う。</p> <p>また、市民活動を担う人材を育成するため、まちづくりの先進的な取組の事例紹介や市民活動に対する認識の向上が図られるよう、養成研修等の充実を図る。</p> | | 達成指標等 | <p>達成指標 協働によるまちづくりを担う人材の育成</p> <p>内容や数値 ・集落支援員、コミュニティ組織役員等の研修を通じた体制の維持・強化 ・市民活動を担う人材の継続した育成</p> <p>設定根拠 登米市まちづくり基本条例</p> | | | |
| 期待される効果 | <p>継続的な人材育成を行うことで、スキルアップとネットワークの強化が図られ、地域のリーダーとなる人材の育成が期待できる。</p> <p>また、ネットワークや仲間づくりを継続して支援していくことで、主体的に地域課題解決に取り組む次世代の地域リーダーが創出され、市民が主体となった協働によるまちづくりが推進される。</p> | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計画 | <p>集落支援員やコミュニティ組織役員等への知識や実践方法の習得支援</p> | | | | | | |
| | <p>市民活動を担う人材の継続的な育成</p> | | | | | | |
| （目標値内容） | <p>・集落支援員、コミュニティ組織役員等のスキルアップ研修会の実施 ・人材育成講座等の実施</p> | <p>・集落支援員、コミュニティ組織役員等のスキルアップ研修会の実施 ・人材育成講座等の実施</p> | <p>・集落支援員、コミュニティ組織役員等のスキルアップ研修会の実施 ・人材育成講座等の実施</p> | <p>・集落支援員、コミュニティ組織役員等のスキルアップ研修会の実施 ・人材育成講座等の実施</p> | <p>・集落支援員、コミュニティ組織役員等のスキルアップ研修会の実施 ・人材育成講座等の実施</p> | <p>・集落支援員、コミュニティ組織役員等のスキルアップ研修会の実施 ・人材育成講座等の実施</p> | |

| 実行プログラム | | 2 協働による公共サービスの選定・制度化 | | | 所管課 | 企画部 | 市民活動支援課 |
|---------|---|--|-------|--|-----|-----|---------|
| 現状と課題 | <p>市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくため、基本的な理念や推進方策などをまとめた登米市協働のまちづくり指針を平成19年5月に策定し、この指針に基づき、平成24年3月に登米市まちづくり基本条例を制定した。また、平成25年度から平成26年度にかけて、地域の資源や特性を活かし、地域が抱える課題を解決するため、各コミュニティ組織において地域づくり計画を策定し、その計画に基づいた事業が実践できるよう、平成27年度からはがんばる地域づくり応援交付金による財政的支援を開始している。</p> <p>がんばる地域づくり応援交付金については、地域づくり事業や社会体育事業などに要する補助金、委託料等を一元化したことに加え、更なる地域づくりを推進するため、新たな基準を設けて上乗せして交付している。今後は、多様化する市民ニーズに対応していくため、コミュニティ組織で実施した方がより効果の高まる公共サービスや協働事業についての制度化が求められている。</p> | | | | | | |
| 取組概要 | <p>本市が実施している既存の公共サービスの中で、コミュニティ組織や各種団体などで実施した方が効果的に協働のまちづくりを実践できるメニューの選定を行い、がんばる地域づくり応援交付金に組み込むことで制度を充実させる。</p> <p>【メニュー例】 防犯灯・街路灯管理、公園等管理、道路維持管理など</p> | | 達成指標等 | <p>達成指標 公共サービスのメニュー化</p> <p>内容または数値 コミュニティ組織へ移譲・委託が可能な公共サービスのメニュー選定・制度化</p> <p>設定根拠 登米市まちづくり基本条例</p> | | | |
| 期待される効果 | <p>市民と行政が共に協働によるまちづくりを考え、協働で事業を展開することによって、市民参加・参画のまちづくりが推進され、魅力的で個性ある登米市が形成される。また、市民が自主的・自律的に公益的な活動を行うことで、本市の持続的な発展を目指す。</p> | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計画 | <p>メニューの洗い出し → メニューの選定と地域との調整 → 制度開始・検証、制度の周知</p> | | | | | | |
| | （目標値内容） | <p>・適正なメニューの選定と地域との調整 ・予算反映（がんばる地域づくり応援交付金の拡充）</p> | | <p>・制度開始・検証 ・制度の周知</p> | | | |

| 実行プログラム | | 3 自主防災組織の活動支援 | | | 所管課 | 総務部 | 防災課 |
|---------|--|---|--|-------|---|--|--|
| 現状と課題 | <p>本市の自主防災組織の結成率は、平成22年3月末で100%となり、平成24年度に全ての自主防災組織に対して、災害時における初動活動に必要な防災用品の整備を支援するため、防災用品整備充実助成事業を実施した。</p> <p>また、自主防災組織のリーダーを育成するため、宮城県防災指導員養成講習及び宮城県防災指導員フォローアップ講習を実施し、防災指導員の配置率の向上を図るとともに認定者に対するフォローアップを行った。</p> <p>しかし、平成27年3月末における自主防災組織（300組織）の防災指導員配置率は7割程度にとどまっていることから、今後も計画的に防災指導員の育成を行っていく必要がある。</p> <p>単位自主防災組織連絡協議会については、4町域（迫、東和、石越、津山）で設立されているが、今後も未設立町域（登米、中田、豊里、南方、米山）に対して、設立の推進を行っていく必要がある。</p> <p>自主防災組織の訓練については、消防本部・消防署と連携しながら各種訓練を実施しているが、自主防災組織間における活動状況には温度差があることから、隣接する自主防災組織と連携した防災訓練の実施を働き掛けるなどの対策が必要である。</p> | | | | | | |
| | 取組概要 | <p>各自主防災組織に最低1名の防災指導員を配置するため、宮城県防災指導員養成講習の受講促進を図り、防災力向上に向けた取組を行う。</p> <p>また、町域における自主防災組織間の連携を強化するため、単位自主防災組織連絡協議会の設立を推進していく。</p> <p>さらに、隣接する自主防災組織同士での連携した防災訓練の実施など、地域の実情に応じた訓練の実施を働きかける。</p> | | 達成指標等 | 達成指標 | <ul style="list-style-type: none"> 全自主防災組織への防災指導員配置による自主防災組織の活動の活性化 単位自主防災組織連絡協議会設立による自主防災組織間の連携強化 | |
| | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> 全自主防災組織への防災指導員の配置 全町域での単位自主防災組織連絡協議会の設立 | | | | |
| | | 設定根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 登米市地域防災計画 宮城県防災指導員養成講習実施要綱 | | | | |
| 期待される効果 | <p>防災指導員を中心とした自主防災訓練を通じて、災害時における自助・共助の重要性を認識することにより、市民の主体的な防災意識の高揚が図られるとともに、地域の防災力の強化が図られることが期待される。</p> <p>また、単位自主防災組織連絡協議会を設立することにより、自主防災組織間の連携が図られるとともに、災害発生時の初動活動が効果的に行えるものと期待される。</p> | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | 自主防災組織の活動支援 | |
| 実施計画 | | | | | | 実施内容の検証 | |
| | <p>・各自主防災組織での防災訓練実施 ⇒年間100回、参加者3,000人 ・防災指導員養成講習、フォローアップ講習の開催 ⇒年1回 参加者50人 ・単位自主防災組織連絡協議会の設立の推進 ⇒5町域での設立</p> | | <p>・各自主防災組織での防災訓練実施 ⇒年間100回、参加者3,000人 ・防災指導員養成講習、フォローアップ講習の開催 ⇒年1回 参加者50人</p> | | <p>・各自主防災組織での防災訓練実施 ⇒年間100回、参加者3,000人 ・防災指導員養成講習、フォローアップ講習の開催 ⇒年1回 参加者50人</p> | | <p>・各自主防災組織での防災訓練実施 ⇒年間100回、参加者3,000人 ・防災指導員養成講習、フォローアップ講習の開催 ⇒年1回 参加者50人 ・実施内容の検証</p> |

・まちづくり活動の支援強化

| | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|---------|--|-----|
| 実行プログラム | 4 中間支援組織による市民活動への支援の充実 | | | | 所管課 | 企画部 | 市民活動支援課 | | |
| 現状と課題 | <p>協働によるまちづくり活動を支援するための中間組織として、平成24年4月にとめ市民活動プラザを設置し、市民活動団体への支援やコミュニティ組織に対して情報提供や各種講座の開催など、様々な活動を実施しているが、団体や市民からの認知度が低く、幅広い支援には至っていない。</p> <p>協働によるまちづくり活動を実践する様々な団体や市民に対して、幅広く支援を行っていくためには、中間支援組織の専門性を活かした活動を幅広く展開し、認知度を上げる必要がある。</p> | | | | | | | | |
| 取組概要 | 協働によるまちづくりを推進していくためには、コミュニティ組織やボランティア団体、NPOなどの多様な活動をまちづくりの力となるように結び付けることが重要である。そのため、“つなぎ役”を担うとめ市民活動プラザにおいて、専門講座や講習会等の内容を充実させ、地域の課題解決に向けた支援メニューを拡充するなど、中間支援組織の体制強化を図り、協働によるまちづくり活動の支援につなげる。 | | 達成指標 | 協働によるまちづくりを担う中間支援組織の体制強化 | | | | | |
| | | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織「とめ市民活動プラザ」の認知度の向上 ・専門講座の充実、支援メニューの拡充 | | | | | |
| | | | 設定根拠 | 登米市まちづくり基本条例 | | | | | |
| 期待される効果 | <p>中間支援組織のとめ市民活動プラザは、コミュニティ組織、ボランティア団体、NPOなど様々な活動主体の連携・協働を創り出す“つなぎ役”であり、活動拠点施設は共に地域の未来を考える市民を見出し、つなげていくための地域づくりの拠点となる。</p> <p>また、地域の防災、福祉、環境などについては「地域課題は地域の中で解決する」といった住民自治の実現に向けて、地域の担い手が育っていく協働によるまちづくりの拠点となることが期待される。</p> <p>さらに、NPOや市民活動団体に向けた支援だけではなく、地域コミュニティ組織やボランティア団体など、市内各層の幅広い活動に対応した情報の提供や相談・助言、人材育成・支援などが期待される。</p> | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | | |
| | H28 | | H29 | | H30 | | H31 | | H32 |
| | | | | | | | | | |
| 計画 | | | | | | | | | |
| | 目標値内等 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動プラザ活動実績数の増加(目標値6,700件) ・NPO法に基づく認証団体の設立支援(1団体) ・専門講座の充実、支援メニューの拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動プラザ活動実績数の増加(目標値6,900件) ・NPO法に基づく認証団体の設立支援(1団体) ・専門講座の充実、支援メニューの拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動プラザ活動実績数の増加(目標値7,100件) ・NPO法に基づく認証団体の設立支援(1団体) | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動プラザ活動実績数の増加(目標値7,300件) ・NPO法に基づく認証団体の設立支援(1団体) | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動プラザ活動実績数の増加(目標値7,500件) ・NPO法に基づく認証団体の設立支援(1団体) | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------|--|---------|---------|---|-----|------------------|---------|--------|-----|
| 実行プログラム | 5 集会施設の管理運営の適正化 | | | | 所管課 | 企画部 | 市民活動支援課 | | |
| 現状と課題 | <p>公の集会施設については、市民主体の有効な利用を目的とした管理運営や公平性確保の観点から、集会施設適正化推進計画を基本として、普通財産化し、貸付や譲与を推進することとしている。</p> <p>第1次行財政改革大綱では、処分制限期間を経過した33施設について、普通財産化及び貸付を行い、平成22年度には2施設の譲与を行った。</p> <p>第2次行財政改革大綱では、対象となる集会施設を所管する部署との連絡会議を開催することで、集会施設の譲与に必要な環境整備を行い、譲与の受け手となる自治組織等に対しては、譲与に関する説明会を開催した。</p> <p>なお、平成27年度までの実績は、譲与(36)、解体(9)、目的替(3)、貸付(19)、指定管理(5)、直営管理(4)となっており、第3次行財政改革大綱では残りの23施設について譲与等を行う。</p> | | | | | | | | |
| 取組概要 | 市民主体の有効な利用を目的とした管理運営や公平性確保の観点から、集会施設適正化推進計画を基本として、公の集会施設の譲与及び解体を推進する。 | | 達成指標 | 集会施設の譲与数 | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・譲与…21施設 ・解体…2施設 | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> 公の集会施設の譲与及び解体を推進 ・譲与…21施設 ・解体…2施設 | | | | | |
| | | | 設定根拠 | 集会施設適正化推進計画 | | | | | |
| 期待される効果 | 公の集会施設を自治組織等へ譲与することにより、集会施設の有効活用が図られるとともに、自治組織等の自立やまちづくりに関する主体的活動が期待される。 | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | | |
| | H28 | | H29 | | H30 | | H31 | | H32 |
| | | | | | | | | | |
| 計画 | | | | | | | | | |
| | 目標値内等 | 譲与 16施設 | | 譲与 2施設 解体 1施設 | | 譲与 2施設 解体 1施設 | | 譲与 1施設 | |

②多様な担い手との連携強化

・民間委託と民営化の推進

| 実行プログラム | | 6 窓口業務等の委託の推進 | | | 所管課 | 市民生活部 | 市民生活課 | | | |
|---------|--|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 現状と課題 | <p>窓口業務は繁忙期と閑散期の業務量の差が大きく、繁忙期における待ち時間や人員配置などの課題に対して、限られた人員・財源の中での的確に対応していくには限界があり、多様な主体を公共サービスの担い手として活用していく必要がある。</p> <p>証明書等交付業務のうち、住民異動届や住民票の写し等の交付、戸籍の届出や戸籍謄抄本の交付など市町村の適切な管理の下、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務や、福祉部門の保険、年金、妊婦、乳幼児、児童、障がい者、介護等の制度説明や受付、諸手続きについても民間事業者への委託によって更なる効率化を図る必要がある。</p> <p>また、本市では、これまでも行財政改革の取組の中で民間事業者への委託や指定管理者制度の積極的な活用を行ってきたが、今後の財政見通し等を踏まえ、引き続き更なる業務の効率化を図っていく必要がある。</p> | | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>市町村の適切な管理の下、市町村の判断に基づき民間事業者の取り扱いが可能な証明書等の交付と福祉部門の窓口業務についての対象業務の抽出を行い、導入によるリスクの分散を図るため、各総合支所の導入スケジュールについて調整する。</p> <p>【参考】窓口業務関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民異動届受付 住民票の写しの交付 納税証明書の交付 戸籍の届出 戸籍謄抄本の交付 | | <p>各種保険関係の各種届出等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金関係の各種届出等 児童手当の各種請求と届出 各種福祉手帳の交付 その他 | | 達成指標 | <ul style="list-style-type: none"> 証明書等の交付と福祉部門の窓口業務の委託の推進 業務委託の推進 | | | | |
| | <p>また、データ入力や管理業務など定型的な業務については、これまでも民間事業者への委託に取り組んできたが、委託によって効率化が図られるものについて、再度点検の上、更に導入できる業務について民間事業者へ委託を実施する。</p> <p>【参考】定型的な業務関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 給料の計算 職員研修 職員健康診断 福利厚生事業 | | <ul style="list-style-type: none"> 支出事務等の定型業務 学校用務員事務 文書の集配業務 教育事務所等のバス運行业務 | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> 総合支所における窓口業務の民間事業者への委託の推進 定型業務や新たな業務の民間事業者への委託の推進 | | | | |
| | | | | | 設定根拠 | | | | | |
| 期待される効果 | <p>委託によって時間帯毎の繁忙期への対応や、住民異動繁忙期における窓口数の拡大などの柔軟な取組が可能となり、届書や申請書の流れをスムーズにすることで待ち時間を短縮し、繁忙に影響されない質の高い市民サービスの提供が図られる。</p> <p>また、職員数や経費の削減、業務の委託による雇用の創出等の地域の活性化にもつながる。</p> | | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | | | |
| | H28 | | H29 | | H30 | | H31 | | H32 | |
| | 対象業務の抽出 | | 委託の順次実施 | | | | | | | |
| 計画 | <ul style="list-style-type: none"> 対象業務の抽出 導入スケジュールの調整 | | <ul style="list-style-type: none"> 委託の順次実施 | | <ul style="list-style-type: none"> 委託の順次実施 実施結果の検証と次年度への反映 | | <ul style="list-style-type: none"> 委託の順次実施 実施結果の検証と次年度への反映 | | <ul style="list-style-type: none"> 委託の順次実施 実施結果の検証と次年度への反映 | |

| | | | | | | | | |
|----------|--|-----|--|--|--|----------------|--|--|
| 実行プログラム | 7 保育所・幼稚園の民営化の推進 | | | | 所管課 | 市民生活部 教育委員会 | 子育て支援課 教育企画室 | |
| 現状と課題 | 市では平成27年3月に子ども・子育て支援事業計画を策定し、より良い子育て環境づくりに取り組むため教育・保育の一体的な提供を推進していくこととした。 現在、市立保育所（園）は8施設、市立幼稚園は14施設となっており、保育所、幼稚園ともに多くの施設は老朽化が進んでいる。また、保育所での待機児童解消や幼稚園の定員割れなどに対応するため、施設再編・整備や民営化等を推進する必要がある。 | | | | | | | |
| 取組概要 | 各町域ごとの設定を基本とする登米市立幼稚園・保育所再編方針を策定するとともに、再編に伴う認定こども園の設置の際の民営化等を推進する。 | | 達成指標等 | 市立保育所・幼稚園の再編に伴う認定こども園化と民営化 施設再編、認定こども園設置に伴う民営化の推進 | | | | |
| 期待される効果 | 民間と行政との機能分担により、少子化や核家族化などの社会環境変化や就労の場・労働形態の変化による保護者のニーズに対応した効率・効果的な施設運営とサービスの向上が期待される。 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画（目標値等） | 施設再編・整備に伴う認定こども園化と民間への経営移譲の推進 | | | | | | | |
| | 再編及び経営移譲の順次実施 | | | | | | | |
| 計画（目標値等） | ・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 | | ・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 | | ・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 | | ・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 | |
| | ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施 | | ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施 | | ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施 | | ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施 | |

・公共施設の計画的な管理

| | | | | | | | | |
|----------|---|-----|---------|---|-------------------------------|-----|-----------------------------------|--|
| 実行プログラム | 8 公共施設の適正な配置と管理 | | | | 所管課 | 総務部 | 総務課 | |
| 現状と課題 | 市内の公共施設は、昭和50年代から平成初期にかけて建設されたものが多く、建築後30年以上経過する施設が全体の40%を占めており、今後、施設の老朽化の進行に伴い、本市における施設等の投資的経費と維持補修費の増加が見込まれる。 このことから、全市域かつ中長期的視点から、公共施設の効率的かつ効果的な配置や管理運営を行っていくことが必要であり、施設の廃止や統廃合、他施設への活用を図ることが課題となっている。 さらに、平成26年4月に国が全国自治体に策定を要請している公共施設等総合管理計画には、庁舎や病院、インフラ施設など市が所有する全ての公共施設を対象として、更新・統廃合・長寿命化・安全化など管理に関する基本的な考え方を記載することが要請されている。 | | | | | | | |
| 取組概要 | 本市では、既に登米市公共施設適正配置計画の策定に取り組んでおり、この計画を基本に庁舎や病院、インフラ施設等計画の対象外となった施設を追加項目として、国から策定要請されている公共施設等総合管理計画を平成27年度中に策定することとしている。 さらに、この公共施設等総合管理計画を上位計画として、施設個別計画を策定し、全庁横断型の組織を構成しながら、更新、統廃合、長寿命化・安全化を実施していくこととしている。 | | 達成指標等 | 更新、統廃合、長寿命化・安全化など施設管理に関する基本的な指針に基づく施設個別計画の策定及び実施 ・所有施設の一元管理及び事務の効率化と情報共有 ・維持管理費の削減 累計額 57,267千円 | | | | |
| 期待される効果 | 公共施設の適正配置と併せた統廃合などにより、公共施設のスリム化と維持管理経費や更新経費の削減、財政負担の軽減が図られる。 また、策定した計画はホームページ等で公表し、市民ニーズの把握、未利用施設の再活用、民間企業への貸付、譲渡等による増収、さらには、地域住民との協働による地域の活性化が期待される。 【参考】登米市公共施設白書より | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画（目標値等） | 施設個別計画との調整 | | | | | | | |
| | 施設個別計画の実施 | | | | | | | |
| 計画（目標値等） | ・公共施設等総合管理計画と施設個別計画との調整 | | ・譲与 2施設 | | ・施設名称統合、付帯施設活用 5施設 ・閉鎖 7施設 | | ・付帯施設活用 1施設 ・閉鎖 1施設 ・貸与 1施設 | |
| | ・施設名称統合、付帯施設活用 11施設 ・譲与 2施設 ・閉鎖 1施設 | | | | | | ・実施状況の検証と次期計画の策定 | |

| | | | | | | | | |
|----------|---|--|--|-------------|---|------|-----------------|--|
| 実行プログラム | 9 指定管理者制度の推進 | | | | 所管課 | 企画部 | 企画政策課 | |
| 現状と課題 | <p>これまででは、公共施設管理運営に関する検討書により指定管理者制度の導入を推進し、市民サービスの向上を図ってきた。今後は、登米市公共施設適正配置計画との整合性を図りながら指定管理者制度を推進するとともに、施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付を推進する必要がある。</p> <p>また、モニタリング評価については実効性が重要であることから、指定管理者と連携してP D C Aサイクルによる継続的な業務改善やサービス向上に繋げていく体制が必要である。</p> <p>なお、平成27年度までに累計167施設について、指定管理者制度を導入済である。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | 利用者へのサービスの向上や経費の削減が期待できる施設や、管理業務が主となっている公の施設などについて、指定管理者制度の導入を推進する。 | 達成指標 | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の導入推進 施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付 | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> 25施設への制度導入 施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付による指定管理料の削減 | 設定根拠 | 公共施設管理運営に関する検討書 | |
| 期待される効果 | <p>地域のコミュニティ団体等が指定管理者として公民館等の公共施設を管理運営することにより、地域住民の実情やニーズに適合した管理運営が可能となり、地域の自主性や主体性の醸成が図られる。</p> <p>また、地域住民が自らの知恵と力を持ち寄り施設を管理運営することで、施設を中心とした新たな市民の繋がり等も生まれ、地域コミュニティづくりの一助となることも期待される。</p> <p>なお、指定管理制度導入による管理経費の削減と併せて、指定管理者制度の導入済の施設については、施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付による指定管理料の削減と事務量の軽減が期待できる。</p> | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | 指定管理者制度の順次導入 | | | | | | | |
| | 登米市公共施設適正配置計画に基づいた指定管理施設の統廃合及び譲渡等の実施 | | | | | | | |
| 計画(目標値等) | <ul style="list-style-type: none"> 新規導入予定施設数 1施設 (米山平筒沼ふれあい公園) 統廃合及び譲渡等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 新規導入予定施設数 19施設 (東和総合運動公園ほか) 統廃合及び譲渡等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 新規導入予定施設数 1施設 (石ノ森章太郎ふるさと記念館) 統廃合及び譲渡等の実施 | 統廃合及び譲渡等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 新規導入予定施設数 4施設 (中田生涯学習センターほか) 統廃合及び譲渡等の実施 | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|------|------------------|---------|---|------|-------------|--|
| 実行プログラム | 再掲 5 集会施設の管理運営の適正化 | | | | 所管課 | 企画部 | 市民活動支援課 | |
| 現状と課題 | <p>公の集会施設については、市民主体の有効な利用を目的とした管理運営や公平性確保の観点から、集会施設適正化推進計画を基本として、普通財産化し、貸付や譲与を推進することとしている。</p> <p>第1次行財政改革大綱では、処分制限期間を経過した33施設について、普通財産化及び貸付を行い、平成22年度には2施設の譲与を行った。</p> <p>第2次行財政改革大綱では、対象となる集会施設を所管する部署との連絡会議を開催することで、集会施設の譲与に必要な環境整備を行い、譲与の受け手となる自治組織等に対しては、譲与に関する説明会を開催した。</p> <p>なお、平成27年度までの実績は、譲与(36)、解体(9)、目的替(3)、貸付(19)、指定管理(5)、直営管理(4)となっており、第3次行財政改革大綱では残りの23施設について譲与等を行う。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | 市民主体の有効な利用を目的とした管理運営や公平性確保の観点から、集会施設適正化推進計画を基本として、公の集会施設の譲与及び解体を推進する。 | 達成指標 | 集会施設の譲与数 | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> 公の集会施設の譲与及び解体を推進 譲与…21施設 解体…2施設 | 設定根拠 | 集会施設適正化推進計画 | |
| 期待される効果 | 公の集会施設を自治組織等へ譲与することにより、集会施設の有効活用が図られるとともに、自治組織等の自立やまちづくりに関する主体的活動が期待される。 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | <ul style="list-style-type: none"> 条例改正、普通財産化 譲与契約の締結 | | | | | | | |
| | 譲与 16施設 | | 譲与 2施設 解体 1施設 | | 譲与 2施設 解体 1施設 | | 譲与 1施設 | |

③公正の確保と透明性の向上

・情報提供の強化

| 実行プログラム | 10 行政情報の発信強化 | | 所管課 | 総務部 | 市長公室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--|-----|-----|------|-------------|-------------|---------------|---------------|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|-----------|--|-------------------------|--|--|--|--|--------------|--|--|--|--|--|-----------------------|--|--|--|--|--|
| 現状と課題 | <p>市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を推進するためには、市民と行政との情報の共有化を積極的に図る必要があり、各種広報媒体を活用し効果的な発信方法で分かりやすい提供を行う必要がある。</p> <p>ホームページは平成29年度のリニューアルに向け、各ページの構成やデザインなどの検証作業を進めており、市公式フェイスブックでは即時性の高い話題などを掲載している。また、登米市メール配信サービスでは防災、防犯、市からのお知らせ等の情報を随時提供している。</p> <p>メール、ラインなどの様々なソーシャルネットワークサービスの活用、ホームページとフェイスブックの住み分けなどの課題に対しては、それぞれの特徴を活かした情報発信できる環境を整える必要がある。</p> <p>また、平成23年2月から登米コミュニティエフエムで市政情報の対話式放送を放送しているが、放送開始から5年経過するため、更に分かりやすく興味をもって聞いてもらえるよう、放送スタイルや内容について検証する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>現在よりも分かりやすい情報提供ができるよう、ホームページのデザインをリニューアルしアクセス数の増加を図る。また、フェイスブックならではの即時性を活かして安定的、継続的に情報発信できるよう掲載情報のパターン化や情報掲載ルートの簡素化などに取り組む。</p> <p>メール配信サービスの登録者の増加の取組と、様々なソーシャルネットワークサービスの活用を検証する。</p> <p>さらに、登米コミュニティエフエムの市政情報の対話式放送について、放送スタイルや内容について必要に応じた見直しを行う。</p> | <p>達成指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへのアクセス数の増加 ・メール配信サービス登録者数の増加 <p>内容または数値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ目標アクセス数 平成32年度：300万件 ・メールサービス目標登録者数 平成32年度：15,000人 <p>設定根拠</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期待される効果 | <p>ホームページのリニューアルを行い、利便性を高め、効率的な情報提供に努めることで、高齢者を含んだより多くの人に対してホームページによる情報提供が可能となる。</p> <p>また、メールや様々なソーシャルネットワークサービス、登米コミュニティエフエム等からの市政情報の収集が身近になることによって、災害時に効率的な情報提供手段となる。</p> <p>【参考】</p> <table border="0"> <tr> <td>ホームページアクセス数</td> <td>メールサービス登録者数</td> </tr> <tr> <td>平成26年度：約210万件</td> <td>平成26年度：7,579件</td> </tr> </table> | | | | | ホームページアクセス数 | メールサービス登録者数 | 平成26年度：約210万件 | 平成26年度：7,579件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホームページアクセス数 | メールサービス登録者数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年度：約210万件 | 平成26年度：7,579件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施概要 | <p>年度別スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度 別</th> <th>ス</th> <th>ケ</th> <th>ジ</th> <th>ユ</th> <th>ー</th> <th>ル</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">SNS、FMの検討</td> <td colspan="5">情報発信ツールの特徴を活かした情報の提供の充実</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ホームページデザイン変更</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">メール配信サービスの内容の充実と登録の推進</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 年 度 別 | ス | ケ | ジ | ユ | ー | ル | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | SNS、FMの検討 | | 情報発信ツールの特徴を活かした情報の提供の充実 | | | | | ホームページデザイン変更 | | | | | | メール配信サービスの内容の充実と登録の推進 | | | | | |
| | 年 度 別 | ス | ケ | ジ | ユ | ー | ル | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| SNS、FMの検討 | | 情報発信ツールの特徴を活かした情報の提供の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホームページデザイン変更 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| メール配信サービスの内容の充実と登録の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画 | <p>詳細内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSの活用の検討 ・FMの放送内容の検討 ・ホームページデザインのリニューアル <p>情報発信ツールの特徴を活かした情報の提供の充実 【ホームページ目標アクセス数 平成32年度：300万件】</p> <p>様々な機会や広報媒体を活用したメール配信サービス登録の推進【メールサービス目標登録者数 平成32年度：15,000人】</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

・市民意向の反映

| 実行プログラム | 11 広聴活動の充実 | | 所管課 | 総務部 | 市長公室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|--|-----|-----|------|-------|---|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|----------------|--|--|--|--|--|
| 現状と課題 | <p>多くの市民の声を行政運営に反映させるため、パブリックコメント制度や市政モニター制度を活用しているが、パブリックコメント制度においては、平成23年度から平成26年度まで37件の意見公募に対して、意見提出は15件となっており、認知度が低い状況にある。また、市政モニター制度においてはモニター自身が日頃感じていること、気付いたことを中心に、自発的に意見を提出いただいたが、市から特定項目について意見や意識を求める場面が少ない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>意見募集の告知は、広報紙及びホームページなど複数の媒体に掲載して広く周知し、積極的な意見の応募を促すとともに、応募された意見に対する本市の考え方をホームページに掲載して、公表する。また、施策を立案する段階で考慮すべき市民の意識に関する調査や、本市の重要施策や各種事業等の検証への意見聴取など、さまざまな場面で市政モニター制度の効果が得られるよう活用していく。</p> | <p>達成指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な意見公募手続きの実施 ・施策に対する市政モニターの意見を取り入れた検証 <p>内容または数値</p> <p>市民生活等に広く影響を及ぼす条例や施策を立案する場合のパブリックコメントと市政モニターの複合的な活用</p> <p>設定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登米市市民意見公募手続実施要綱 ・登米市市政モニター設置要綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期待される効果 | <p>政策形成の段階で、市民が意見の提出を通じて行政運営に参画することにより、政策自体の熟度が高まることに加え、市政への参加意識が向上し、協働による開かれた市政運営の実現が期待される。</p> <p>また、条例や施策の概要など、本市の考え方を分かりやすく公表することで行政の説明責任を果たすと同時に、立案から決定までの意思形成過程の公正性と透明性が確保できる。さらに、市民からの意見を施策に反映することで、より市民ニーズに応じた行政運営が実現される。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施概要 | <p>年度別スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度 別</th> <th>ス</th> <th>ケ</th> <th>ジ</th> <th>ユ</th> <th>ー</th> <th>ル</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">意見聴取による行政運営の改善</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 年 度 別 | ス | ケ | ジ | ユ | ー | ル | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | 意見聴取による行政運営の改善 | | | | | |
| | 年 度 別 | ス | ケ | ジ | ユ | ー | ル | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見聴取による行政運営の改善 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画 | <p>詳細内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な意見公募手続きの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 実行プログラム | | 12 まちづくり市民意向調査（満足度）の実施 | | | 所管課 | 企画部 | 企画政策課 |
|---------|--|------------------------|-------|--|-----|-----|-------|
| 現状と課題 | <p>第一次登米市総合計画の策定に当たり、平成17年8月に第1回目の市民意向調査を実施した。その後、登米市総合計画における施策の実施状況について、3年ごとに市民意向調査を実施している。なお、第4回調査の時期については、平成26年度に実施を予定していたが、平成28年度を初年度とする第二次登米市総合計画の策定作業を早期に着手することとなり、策定の基礎データとして活用するため、平成26年1月に前倒して実施している。</p> <p>◇第1回調査：平成17年度 37項目、対象5,074人（回収率75.4%、満足度全体平均2.44） ◇第2回調査：平成20年度 48項目、対象5,000人（回収率80.2%、満足度全体平均2.38） ◇第3回調査：平成23年度 49項目、対象5,000人（回収率72.4% 満足度全体平均2.47） ◇第4回調査：平成25年度 49項目、対象5,000人（回収率64.4% 満足度全体平均2.53）</p> <p>課題としては、各年代層で全体的に回収率は低下しており、特に30代までの年代層の回収率が低い傾向にあり、市政への関心が影響していると考えられる。今後の人口減少対策の重要性などを踏まえ、特に30代までの年代層の回収率向上を図る必要がある。これまで回収率向上のため、行政区長配布及び行政区長回収の方法により実施している。しかし、行政区長及び市民の一部から郵送対応の要望もあり、県及び県内の主な市の同様の調査の状況を調べた結果、県民意識調査をはじめ、ほとんどが郵送による配布及び回収となっている。ただし、郵送による場合の回収率は30%～50%であった。</p> | | | | | | |
| 取組概要 | <p>登米市総合計画による市民意向調査を実施して、現状の市民の満足度や意見・考え等を把握する。意向調査により把握した市民ニーズを踏まえ、総合計画実施計画に反映させ、施策を実施する。</p> <p>市民を取り巻く社会経済情勢によるニーズの変化と実施した各種施策に対する2年間の評価期間を経て、3年ごとに調査を実施する。</p> | | 達成指標等 | <p>達成指標 市民意向の調査による基礎データの収集・分析による市民ニーズの把握</p> <p>内容または数値</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査票回収率50.0%を目標とする。 第一次総合計画のまちづくりの基本方向の評価項目は49 第二次総合計画のまちづくりの基本政策の評価項目は58 <p>設定根拠</p> | | | |
| 期待される効果 | <p>市民意向調査の実施により、本市の施策に対する市民の満足度や意見・考え等を把握し、市民ニーズに即した施策の展開が可能となる。各部署において施策の本来あるべき姿を念頭に、調査結果の現状把握や対応策について検証を行い、今後のまちづくりの施策に反映すべき意向等の基礎データの収集と分析が可能となる。</p> <p>なお、平成28年度に実施予定の市民意向調査は、第一次登米市総合計画の最終の施策検証となるものであるとともに、平成28年度を初年度とする第二次登米市総合計画の初期値となるものである。</p> <p>また、平成31年度に実施予定の市民意向調査は、第二次登米市総合計画の最初の施策検証となるものであるとともに、策定後5年を目途に必要な応じて見直しを行うこととされる総合計画基本計画の見直しの判断材料の一つとしての基礎資料となるものである。</p> | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計画 | <p>調査の実施と調査結果による現状把握・対応策の検証</p> | | | <p>調査の実施と調査結果による現状把握・対応策の検証</p> | | | |

(2) 持続可能な財政運営の推進

① 計画的な財政運営の推進

・ 中長期的な見通しを踏まえた財政運営

| 実行プログラム | | 13 中長期的な財政見通しの策定 | | | 所管課 | 企画部 | 財政課 |
|---------|---|------------------|-------|---|-----|-----|-----|
| 現状と課題 | <p>地方交付税や国県支出金などの依存財源に大きく頼る本市財政を取り巻く状況は依然として厳しく、このため、継続した経費削減対策や自主財源の確保対策などの取組が求められている。</p> <p>さらに、普通交付税の合併算定替が平成27年度で終了し、平成28年度から5年間の激変緩和期間を経て平成33年度に一本算定に移行することで、交付額の大幅な減額が見込まれている。</p> <p>このため、今後見込まれる歳入規模の縮小を見通した財政運営が必要となっている。</p> | | | | | | |
| 取組概要 | <p>これまで、当初予算編成において、総合計画実施計画を基本とした向こう3か年の「財政見通し」を策定しているが、普通交付税の合併算定替終了など、本市を取り巻く財政環境が、今後ますます厳しくなることから、本市財政を中長期的に見通した財政見通しを策定する。</p> | | 達成指標等 | <p>達成指標 中長期的な財政見通しの策定</p> <p>内容または数値</p> <p>第二次登米市総合計画実施計画を基本とした中長期的な財政見通しを策定</p> <p>設定根拠</p> | | | |
| 期待される効果 | <p>第二次登米市総合計画実施計画を基本として、さらには地方交付税制度などの国の動向も捉えた中長期的視点での財政の将来見通しを策定し、これを踏まえた財政運営を行うことで、合併算定替の終了後も持続可能な市財政の構築に繋げる。</p> | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計画 | <p>普通交付税一本算定移行後を見据えた中長期的な財政見通しの策定</p> | | | <p>普通交付税一本算定移行後を見据えた中長期的な財政見通しの策定</p> | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|----------------------------|---|----------------------------|----------------------------|--|-----|--|
| 実行プログラム | 14 地方債残高の抑制 | | | | 所管課 | 企画部 | 財政課 | |
| 現状と課題 | 市財政の将来を見通すと、普通交付税での合併算定替の終了や、人口減少などの影響による交付額の大幅な減少などから、段階的に財政規模が縮小していくことが見込まれる一方、地方債残高が高水準で推移しており、このため、将来的に公債費負担が大きくなることで、財政構造の硬直化が懸念される。 | | | | | | | |
| 取組概要 | 地方債残高を抑制し、公債費負担の軽減を図るため、次の取組を行う。 ・地方債発行総額の抑制 単年度で発行する地方債総額の目安（最大値）を、元金償還額の範囲内とすることで地方債残高の抑制を図る。 ・銀行等資金の繰上償還 減債基金を活用して銀行等資金の繰上償還を実施し、地方債残高の抑制を図る。 | 達成指標 | 地方債残高の抑制 | | | | | |
| | | 内容または数値 | 平成32年度末地方債残高を、平成27年度末地方債残高見込額（492億円）以下に抑制（ただし、未来のまちづくり推進基金造成に係る地方債を除く。） | | | | | |
| | | 設定根拠 | | | | | | |
| 期待される効果 | 地方債残高を抑制することで公債費負担の軽減を図り、財政の硬直化の防止と健全な財政運営が図られる。 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | 地方債残高の抑制による公債費負担の軽減 | | | | | | | |
| | 予算や財政見直しへの反映 | | | | | | | |
| （詳細内容等） | ・地方債発行総額の抑制 ・銀行等資金の繰上償還 | ・地方債発行総額の抑制 ・銀行等資金の繰上償還 | ・地方債発行総額の抑制 ・銀行等資金の繰上償還 | ・地方債発行総額の抑制 ・銀行等資金の繰上償還 | ・地方債発行総額の抑制 ・銀行等資金の繰上償還 | ・地方債発行総額の抑制 ・銀行等資金の繰上償還 ・年度末地方債残高を492億円以下に抑制 | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|-----|--|
| 実行プログラム | 15 国の制度改正動向の把握と的確な対応 | | | | 所管課 | 企画部 | 財政課 | |
| 現状と課題 | 本市の歳入のうち約4割を占め、これまで市財政を支えてきた地方交付税は、普通交付税の合併算定替が平成27年度で終了し、5年間の激変緩和期間を経て、平成33年度から一本算定に移行することで、交付額が大きく減額される見通しである。こうした状況の下、国では、「平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化。このため、合併後の市町村の実情を把握した上で、合併時点では想定されなかった財政需要を交付税算定に反映させる。」とし、平成26年度から5年間で算定方法の見直しを進めている。将来的に持続可能な市財政を構築していくためには、こうした国の制度改正動向の把握と、これに対する的確な対応を図ることが必要となっている。 | | | | | | | |
| 取組概要 | 国で行われている普通交付税算定方法の見直しや、地方財政対策、税制改正など、国の制度改正動向を的確に把握し、計画的な財政運営を行う。 | 達成指標 | 国の制度改正動向の把握と対応 | | | | | |
| | | 内容または数値 | 国の制度改正動向の把握と対応 | | | | | |
| | | 設定根拠 | | | | | | |
| 期待される効果 | 国の制度改正動向を的確に捉え、健全で安定した財政の構築と、計画的な財政運営が図られる。 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | 国の制度改正動向の把握 | | | | | | | |
| | 予算や財政見直しへの反映 | | | | | | | |
| （詳細内容等） | ・合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会の継続加入による国への要望活動や制度改正情報の収集 ・制度改正に対応した正確な数値の把握と予算や財政見直しへの反映 | ・合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会の継続加入による国への要望活動や制度改正情報の収集 ・制度改正に対応した正確な数値の把握と予算や財政見直しへの反映 | ・合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会の継続加入による国への要望活動や制度改正情報の収集 ・制度改正に対応した正確な数値の把握と予算や財政見直しへの反映 | ・合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会の継続加入による国への要望活動や制度改正情報の収集 ・制度改正に対応した正確な数値の把握と予算や財政見直しへの反映 | ・合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会の継続加入による国への要望活動や制度改正情報の収集 ・制度改正に対応した正確な数値の把握と予算や財政見直しへの反映 | ・合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会の継続加入による国への要望活動や制度改正情報の収集 ・制度改正に対応した正確な数値の把握と予算や財政見直しへの反映 | | |

②安定的な財源の確保と経費の節減・合理化

・安定した財源の確保

| | | | | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|-----|-------|--|
| 実行プログラム | 16 市税等の収納率向上 | | | | 所管課 | 総務部 | 収納対策課 | |
| 現状と課題 | <p>長引く景気の低迷や消費増税、東日本大震災などにより納付の困難な状態が続いてきたが、徴収率向上計画を着実に実行してきたことで、収納率は確実に上昇しているが、現年収納率が低いため、滞納繰越額の大幅な圧縮は難しい状況となっている。</p> <p>このため、滞納繰越分の圧縮を図るためには、現年度分の徴収強化策（早期納付勧奨や特別催告等）による新規滞納の抑制と並行して、滞納繰越分に対する滞納処分（財産調査による差押えや捜索、不動産売却等の実施）の更なる強化に取り組み必要がある。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>第1次徴収率向上計画（平成21～23年度）、第2次徴収率向上計画（平成24～26年度）に基づき税収等の確保に努めてきており、今後も平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第3次徴収率向上計画に基づき現年度分の徴収強化を行い、引き続き自主財源の確保に努める。</p> | 達成指標 | 未納市税等の圧縮 | | | | | |
| | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年度収入の増額 346,175千円 ・滞納繰越の減額 149,950千円 | | | | | |
| | | 設定根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率97.01%） ・滞繰分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率20.14%） | | | | | |
| 期待される効果 | <p>納税環境の整備（納付機会の拡大、拡充）や現年度分の徴収を強化（新規滞納発生抑制）することで未納市税等の圧縮が図られる。また、課税客体等の的確な把握を行うことで、滞納繰越分に対する滞納処分の更なる強化が図られる。</p> <p>【参考】 平成26年度 現年度分調定額：12,146,457千円（収納率：97.01%、収入額 11,783,204千円） 不納欠損額 22千円 滞納繰越分調定額：1,326,987千円（収納率：20.14%、収入額 267,216千円） 不納欠損額 130,274千円 年度末未収納額：1,292,728千円</p> | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | <p>第3次計画の推進</p> <p>第4次計画の策定</p> <p>第4次計画の推進</p> <p>第5次計画の策定</p> | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：97.30% ・H26増減額：35,225千円 ・滞繰：21.00% ・H26増減額：11,412千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：97.50% ・H26増減額：59,518千円 ・滞繰：22.00% ・H26増減額：24,682千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：97.60% ・H26増減額：71,664千円 ・滞繰：22.50% ・H26増減額：31,317千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：97.70% ・H26増減額：83,811千円 ・滞繰：23.00% ・H26増減額：37,952千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：97.80% ・H26増減額：95,957千円 ・滞繰：23.50% ・H26増減額：44,587千円 | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|---|--|--|--|-------|--------|--|
| 実行プログラム | 17 保育料の収納率向上 | | | | 所管課 | 福祉事務所 | 子育て支援課 | |
| 現状と課題 | <p>現年度分については、年々収納率が向上安定しているものの、複数月の未納や滞納繰越分もある未納者がいるなど、収納率の向上は負担の公平性と財源確保の観点において重要な課題となっている。</p> <p>公立保育所分は、施設長から督促状を手渡しして納付指導を行っていることから未納率は低いが、私立保育所分は、これができなく未納率が高い状況となっている。私立保育所分の納付折衝は降園時に、卒園児に対する納付折衝は日中職場か夜間自宅への訪問と限られることが多い。</p> <p>生活費不足を理由に納付が遅延する例が多く、また、長期間の滞納となると、納付意識が乏しい姿勢が見受けられるため、折衝時において確実に納付の理解を高めさせなければならない。</p> <p>保育料の滞納処分はこれまで実行できておらず、また、生活困窮等に基づく執行停止の決定もまだ始まったばかりである。</p> <p>現在、滞納管理システムにより、滞納者の債権管理、催告書作成、折衝記録などの進行管理及び納付管理を行っているが、催告のサイクルを短縮するなど、より効果の上がる手法を早期に確立させる必要がある。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>○現年度分の未納対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付方法について、口座振替を推奨する。 ・私立保育所に対して、可能な協力依頼（啓蒙、引き合せ等）を行う。 ・複数月未納者に対して、児童手当からの特別徴収を実行する。 <p>○滞納繰越分の確実な納付指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付誓約書の徴収とともに、児童手当からの徴収申出書の提出について理解を求める。 <p>○適切な事務処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査等に基づき、徴収困難者の収納対策課への移管、生活困窮等による執行停止を行う。 | 達成指標 | 未納保育料の圧縮 | | | | | |
| | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年度収入の増額 1,725千円 ・滞納繰越の減額 387千円 | | | | | |
| | | 設定根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率98.95%） ・滞繰分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率34.58%） | | | | | |
| 期待される効果 | <p>未納保育料の圧縮、現年収納率の向上により公平性が確保されるとともに、新たな滞納を防ぐことで未納通知発送等のコスト削減が図られる。</p> <p>【参考】 平成26年度 現年度分調定額：246,404千円（収納率98.95%、収入額 243,816千円） 滞納繰越分調定額：12,899千円（収納率34.58%、収入額 4,461千円） 不納欠損額 542千円 年度末未納未済額：10,484千円</p> | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | <p>随時催告、訪問徴収の実施による未納保育料の圧縮</p> | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.03% ・H26増減額：197千円 ・滞繰：34.78% ・H26増減額：26千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.06% ・H26増減額：271千円 ・滞繰：34.98% ・H26増減額：52千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.09% ・H26増減額：345千円 ・滞繰：35.18% ・H26増減額：77千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.12% ・H26増減額：419千円 ・滞繰：35.38% ・H26増減額：103千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.15% ・H26増減額：493千円 ・滞繰：35.58% ・H26増減額：129千円 | | | |

| 実行プログラム | | 18 住宅使用料の収納率向上 | | | 所管課 | 建設部 | 住宅都市整備課 |
|-------------|---|--|---|--|--|-----|---------|
| 現状と課題 | <p>景気低迷や消費税増税により市民の経済状態に大きな影響がある中、公営住宅行政には住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットの構築が求められている。さらに、東日本大震災による就労状況の不安定さから住宅使用料の収納率にも影響が出ている状況にあった。</p> <p>文書催告や訪問催告を行うことで収納率は回復傾向にあるが、現年度の収入未済額が滞納繰越分の収入額を上回り、未納住宅使用料の大幅な圧縮には至っていない。</p> <p>今後は、未納住宅使用料の圧縮に向けて、囑託徴収員による未納者への継続的なアプローチと適切な状況把握を行うとともに、悪質な滞納者に対しては収納対策課への移管並びに催告主義から申立て（民事執行）主義の滞納整理への切り替えを行い、納付者との公平・公正性の確保を図る必要がある。</p> | | | | | | |
| 取組概要 | <p>滞納繰越分への徴収強化に取り組むとともに、新たな滞納繰越分の発生を抑制するため、現年未納者及び連帯保証人への早期対応を行い、滞納者の生活・経済状況を的確に把握した上で、生活困窮者に対しては適切な整理、対応を行う。</p> <p>また、悪質な滞納者に対しては収納対策課への移管や催告主義から申立て（民事執行）主義の滞納整理への切り替えを行うため、職員が債権管理、回収に必要な知識、技術の習得に努め、必要に応じて顧問弁護士へ相談し効果的で有効な方法を選択する。</p> | 達成指標 | 未納住宅使用料の圧縮 | | | | |
| | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年度収入の増額 累計 16,957千円 <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅 13,432千円 定住促進住宅 3,525千円 ・滞納繰越の減額 累計 7,321千円 <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅 1,535千円 定住促進住宅 5,786千円 | | | | |
| | | 設定根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率） 市営住宅94.97% 定住促進住宅95.66% ・滞繰分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率） 市営住宅14.37% 定住促進住宅12.41% | | | | |
| 期待される効果 | <p>悪質滞納者に対して法的手段を講じることで未納者の納付意識の向上が期待され、納期内納付者との公平性が保たれるとともに、生活困窮者への適切な対応により未納住宅使用料の圧縮が図られる。</p> <p>【参考】</p> <p>平成26年度 市営住宅使用料 現年度分調定額：150,079千円（収納率94.97%、収入額 142,524千円） 滞納繰越分調定額：30,976千円（収納率14.37%、収入額 4,451千円） 不納欠損 1,882千円 年度末収入未済額：32,198千円</p> <p>平成26年度 定住促進住宅使用料 現年度分調定額：72,666千円（収納率95.66%、収入額 69,514千円） 滞納繰越分調定額：5,006千円（収納率12.41%、収入額 621千円） 年度末収入未済額：7,537千円</p> | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 実施計画（詳細内容等） | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・現年 市営住宅：95.76% H26増減額：1,186千円 定住促進住宅：96.43% H26増減額：560千円 ・滞繰 市営住宅：15.16% H26増減額：245千円 定住促進住宅：35.51% H26増減額：1,156千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年 市営住宅：96.26% H26増減額：1,936千円 定住促進住宅：96.53% H26増減額：632千円 ・滞繰 市営住宅：15.26% H26増減額：276千円 定住促進住宅：35.52% H26増減額：1,157千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年 市営住宅：96.76% H26増減額：2,686千円 定住促進住宅：96.63% H26増減額：705千円 ・滞繰 市営住宅：15.36% H26増減額：307千円 定住促進住宅：35.53% H26増減額：1,157千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年 市営住宅：97.26% H26増減額：3,437千円 定住促進住宅：96.73% H26増減額：778千円 ・滞繰 市営住宅：15.46% H26増減額：338千円 定住促進住宅：35.54% H26増減額：1,158千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年 市営住宅：97.76% H26増減額：4,187千円 定住促進住宅：96.83% H26増減額：850千円 ・滞繰 市営住宅：15.56% H26増減額：369千円 定住促進住宅：35.55% H26増減額：1,158千円 | | |

| 実行プログラム | | 19 下水道使用料の収納率向上 | | | 所管課 | 建設部 | 下水道課 |
|----------|--|--|--|--|--|-----------|------|
| 現状と課題 | 下水道使用料は、平成22年度から水道事業所と徴収委託契約を結び下水道使用料と同時に徴収しているため、収納率は年々向上し、第2次行財政改革期間中では99.6%程度と安定した収納率を維持している。しかし、現年度分の0.4%程度は滞納繰越となり、このうちの0.2%は5月中旬以降に納付され6月以降の収納になるものであるが、残る0.2%の大半が居所不明者等であることから、滞納者の居所特定に苦慮している状況である。今後は、既納付者との公平性を欠くことのないよう、未納下水道使用料の圧縮に向けて徴収方法等の見直しを行う必要がある。 | | | | | | |
| 取組概要 | 下水道使用料における不納欠損理由の大半は居所不明者等であるが、居所不明者以外については既納付者との公平性を欠くことのないよう、納付誓約による時効の中断を行った上で、個別に相談を受けながら未納下水道使用料の圧縮を図る。 また、居所不明者については、水道事業所と連携を図り、転居先市町村に居住地を照会するなど、不明者の居所特定に努める。 なお、夜間訪問等を実施しながら悪質な滞納者については、収納対策課へ移管するなど滞納整理の強化を図る。 | | 達成指標 | 未納下水道使用料の圧縮 | | | |
| | | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年度収入の増額 1,077千円 ・滞納繰越の減額 1,150千円 | | | |
| | | | 設定根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率99.58%） ・滞繰分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率63.45%） | | | |
| 期待される効果 | 未納下水道使用料の圧縮、現年収納率の向上により公平性が確保され、新たな滞納を防ぐことで未納通知発送等のコスト削減が図られる。 【参考】 平成26年度 現年度分調定額：718,206千円（収納率99.58%、収入額715,207千円） 滞納繰越分調定額：4,381千円（収納率63.45%、収入額2,780千円）不納欠損額279千円 年度末収入未済額：4,321千円 | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計画（詳細値等） | 随時催告、訪問徴収の実施による未納下水道使用料の圧縮 | | | | | | |
| | | | | | | 地方公営企業法適用 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.59% H26増減額：72千円 ・滞繰：66.50% H26増減額：134千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.60% H26増減額：144千円 ・滞繰：68.50% H26増減額：221千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.61% H26増減額：215千円 ・滞繰：69.00% H26増減額：243千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.62% H26増減額：287千円 ・滞繰：69.50% H26増減額：265千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.63% H26対比：359千円 ・滞繰：70.00% H26対比：287千円 | | |

| 実行プログラム | | 20 学校給食費の収納率向上 | | | 所管課 | 教育委員会 | 教育総務課 |
|----------|--|---|---|--|---|-----------|-------|
| 現状と課題 | 学校給食費の滞納額は、平成26年度末現在で30,170千円（現年度分4,514千円、滞納繰越分25,656千円）となっている。平成26年度からは文書や電話での催告に加え、徴収嘱託員を2名配置して専門的に訪問による滞納給食費の徴収に努めたところ、収納率と滞納額は改善の傾向に転じているが、景気低迷や消費税増等により経済的に影響を受けている保護者もあり、滞納額はまだまだ30,000千円を超える状態にある。 平成27年度からは全ての幼稚園への給食提供がスタートしており、給食提供と並行して滞納額が拡大することのないよう、特に現年度分の収納率の向上に努めていく必要がある。 | | | | | | |
| 取組概要 | 平成26年4月1日から学校給食費、保育料、幼稚園授業料の徴収業務を専門的に担当する徴収嘱託員を教育総務課に配置して、訪問による催告・徴収により過年度分を重点的に徴収に努めているが、現年度分については幼稚園、小・中学校の職員による電話での納付奨励・督促を各学期末を中心に行っているほか、学校給食センターの職員が直接家庭訪問し、相談・督促等を行う「重点行動」を定期的に行い、収納率の向上に努めている。 滞納繰越分については、納付誓約不履行の高額未納者や遠隔地に転居しているような徴収困難案件を中心に収納対策課と連携・協議を重ね、移管により法的手段を講じるなど専門的な徴収により未納解消に努めていく。 なお、就学援助費からの徴収については、平成23年度から完全実施し、児童手当からの徴収については、平成25年度の制度設定時から申出に対応している。 | | 達成指標 | 未納学校給食費の圧縮 | | | |
| | | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年度収入の増額 1,269千円 ・滞納繰越の減額 175千円 | | | |
| | | | 設定根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率98.76%） ・滞繰分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率18.86%） | | | |
| 期待される効果 | 税外システムのネットワーク化や幼稚園及び小・中学校と連携しての徴収対策により、効率的で一元的な収納管理事務や収納率の向上、納入に対する規範意識の向上が図られる。 【参考】 平成26年度 現年度分調定額：362,752千円（収納率98.76%、収入額358,238千円） 滞納繰越分調定額：35,097千円（収納率18.86%、収入額6,620千円）不納欠損額2,821千円 年度末収入未済額：30,170千円 | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計画（詳細値等） | 随時催告、訪問徴収の実施による未納学校給食費の圧縮 | | | | | | |
| | | | | | | 地方公営企業法適用 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：98.81% H26増減額：181千円 ・滞繰：18.92% H26増減額：21千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：98.82% H26増減額：218千円 ・滞繰：18.94% H26増減額：28千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：98.83% H26増減額：254千円 ・滞繰：18.96% H26増減額：35千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：98.84% H26増減額：290千円 ・滞繰：18.98% H26増減額：42千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：98.85% H26増減額：326千円 ・滞繰：19.00% H26増減額：49千円 | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|--|--|--|---|---|-------|--|
| 実行プログラム | 21 幼稚園授業料の収納率向上 | | | | 所管課 | 教育委員会 | 学校教育課 | |
| 現状と課題 | <p>景気低迷や消費税増税により市民の経済状態に大きな影響がある中、幼児教育は人間形成の基礎づくりであり、幼稚園授業料は保護者負担の公平性確保の観点からも、確実な納付が求められている。</p> <p>東日本大震災による就労状況の不安定さもあり、幼稚園授業料の収納率にも影響が出ている中、各幼稚園による啓蒙、教育委員会職員による未納解消行動、徴収嘱託員による訪問催告を行うことで現年度分の収納率は99%以上を維持しているが、平成23年度以降の現年度分の収納率はほぼ横ばい状態であり、滞納繰越分の収納率は30%台にとどまっている。</p> <p>今後は、未納幼稚園授業料の圧縮に向けて、嘱託徴収員による未納者への継続的なアプローチと適切な状況把握、滞納繰越分の徴収を行うとともに、現年度分の未納対策の強化を図る必要がある。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>平成26年4月1日から学校給食費、保育料、幼稚園授業料の徴収業務を担当する非常勤職員を配置しているが、各幼稚園では納付に対する個別・訪問相談や電話による納付奨励・督促等の「重点行動」を定期的実施し、収納率の向上を図っている。</p> <p>なお、滞納繰越とならないよう、現年度分の未納対策として口座振替による納付を推奨する。</p> | | 達成指標 | 未納幼稚園授業料の圧縮 | | | | |
| | | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年度収入の増額 440千円 ・滞納繰越の減額 142千円 | | | | |
| | | | 設定根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率99.47%） ・滞繰分：H26調定×（各年度目標収納率－H26収納率31.25%） | | | | |
| 期待される効果 | <p>未納幼稚園授業料の圧縮により、既納付者との公平性の確保と、未納者の規範意識の向上が期待できる。</p> <p>【参考】</p> <p>平成26年度 現年度分調定額：38,169千円（収納率99.47%、収入額 37,969千円） 滞納繰越分調定額：759千円（収納率31.25%、収入額 237千円） 不納欠損額 120千円 年度末収納未済額：603千円</p> | | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | | | | | | | | |
| | 目標値内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.60% ・H26増減額：50千円 ・滞繰：33.00% ・H26増減額：13千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.65% ・H26増減額：69千円 ・滞繰：34.00% ・H26増減額：21千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.70% ・H26増減額：88千円 ・滞繰：35.00% ・H26増減額：28千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.75% ・H26増減額：107千円 ・滞繰：36.00% ・H26増減額：36千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現年：99.80% ・H26増減額：126千円 ・滞繰：37.00% ・H26増減額：44千円 | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|-----|---|--|---|-------|--------|--|
| 実行プログラム | 22 保育料・幼稚園授業料の適正化 | | | | 所管課 | 福祉事務所 | 子育て支援課 | |
| | | | 教育委員会 | 学校教育課 | | | | |
| 現状と課題 | <p>合併時の調整に基づいた保育所保育料及び幼稚園授業料について、サービス内容に対応した負担の公平性などの観点から、平成21年度に登米市使用料等検討委員会において使用料等検討結果報告書をまとめた。</p> <p>報告書に基づき平成23年度から見直しの検討を開始し、平成27年度以降に見直しを実施するスケジュールであったが、国の子ども・子育て支援法により本市でも保育所・幼稚園の再編による「認定こども園」を設置することとなり、関連施設を含めた一体的な検討が必要になった。</p> <p>無料としていた保育所の延長保育料については、近隣市の動向や市内類似施設等の利用料金形態にかかる情報を収集し、受益者負担のあり方を検討することになった。</p> <p>なお、認定こども園における利用者負担額設定と、それに伴う既存保育所の保育料見直し、併せて総合的に見た幼稚園の授業料等の見直しを行い、サービス内容に応じた保護者負担の平準化を念頭に、保育料・幼稚園にかかる料金の適正化を行う必要がある。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>新制度において、認定区分が同じ、あるいは同一の利用時間であれば保護者負担が同じ水準となるように調整を図る。</p> <p>保育所保育料については、国基準利用者負担額との割合に着目されるものであることから、国の動向を踏まえながら、適正化に向けて検証を行う。</p> <p>保育所の延長保育料については、制度過渡期における保育短時間認定者の利用状況を踏まえ、有料化の検討を行う。</p> <p>幼稚園授業料は国基準利用者負担額を踏まえながら、近隣市町村との比較や動向調査により、適正化に向けた検証を行い、預かり保育料は時間や土曜日、長期休業中の状況に応じた料金設定の調整を図る。</p> | | 達成指標 | 保育所保育料・幼稚園授業料の適正化 | | | | |
| | | | 内容または数値 | <p>保育所の保育料・延長保育料、幼稚園の授業料・預かり保育料の見直し実施時期と適正化</p> | | | | |
| | | | 設定根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料等検討結果報告書（平成21年度） ・利用者負担額（認定こども園、幼稚園、保育料）の整合性の確保 | | | | |
| 期待される効果 | <p>保育料及び授業料の適正化を図ることにより、負担の公平性と安定した財源の確保が図られる。</p> | | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 目標値内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度適用に向け保育料見直しの検討 ・延長保育料にかかる情報収集 | | <ul style="list-style-type: none"> ・見直し後の保育所保育料の適用 ・延長保育料にかかる情報収集 | | <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園授業料（新）の運用開始 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度運用開始に向け幼稚園授業料（新）の検討 ・預かり保育料の見直し調整 | | <p>国の動向や市内外の状況等を踏まえながら、適正化にかかる調整を継続</p> | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------|---|---|---|---|-----|-------|-------|-------------------|
| 実行プログラム | 23 検診料の適正化 | | | | 所管課 | 市民生活部 | 健康推進課 | |
| 現状と課題 | 医療給付費を適正化し、国保財政の健全化を図ることを目的に、生活習慣病等の予防や疾病の早期発見による重症化を防ぐことにつながる検診の受診率の向上に取り組んでいる。 今後、国や近隣自治体の動向等を踏まえ、公共サービスの適正化を図るため、情報収集と検証を継続しながら、各種検診への自己負担の在り方と受診率の向上による国保財政の健全化の2方向から、検診料適正化の判断を行う必要がある。 | | | | | | | |
| 取組概要 | 近隣市町村の検診実施状況の把握を行うとともに、本市としての施策の重要度や財政的な見通しも含め、総合的に判断を行う。 | 達成指標等 | 検診料の適正化 | | | | | |
| 期待される効果 | 検診料の適正化を行い、自己負担を導入することで財政負担の軽減が図られるとともに、間接的な効果として自らの健康に対する意識付けが期待される。 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | 適正な検診料の検証 | | | | | | | |
| | 受診率の向上による国保財政の健全化 | | | | | | | |
| 計画(目標値等) | ・近隣市町村の実施状況の調査(受診料の検証) ・受診率向上による国保財政の健全化 | ・近隣市町村の実施状況の調査(受診料の検証) ・受診率向上による国保財政の健全化 | ・近隣市町村の実施状況の調査(受診料の検証) ・受診率向上による国保財政の健全化 | ・無料化・一部有料化と実施時期の判断 ・受診率向上による国保財政の健全化 | | | | ・受診率向上による国保財政の健全化 |

| | | | | | | | | |
|----------|--|-------------|---|-----|-------|-------|--------|--|
| 実行プログラム | 24 放課後児童クラブ等の負担金の適正化 | | | | 所管課 | 福祉事務所 | 子育て支援課 | |
| | | | | | 教育委員会 | 生涯学習課 | | |
| 現状と課題 | 国が示す放課後児童健全育成事業の運営費の負担割合では保護者負担が2分の1とされているが、本市では利用料金を徴収していなかった。 県内の市町村のほとんどが放課後児童健全育成事業利用者負担の有料化を実施していることから、本市においても応益負担と安定した財源確保の観点から平成27年度に検討を行った結果、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型などの放課後児童対策の整備を優先的に実施するとともに、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、平成28年度からの利用料金徴収を見送ることとなった。 今後、国や近隣自治体の動向等を踏まえ、公共サービスの適正化を図るため、情報収集と検証を継続していく必要がある。 | | | | | | | |
| 取組概要 | 放課後児童対策の整備を行い、公共サービスの適正化を図るため、動向を踏まえながら、適正化に向けた取組を継続する。 | 達成指標等 | 利用者負担金の適正化 放課後児童対策の整備 | | | | | |
| | | | 放課後児童健全育成事業利用料の設定 放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体化 | | | | | |
| | | | 国の負担割合に基づく | | | | | |
| 期待される効果 | 放課後児童対策の適正化を図ることにより、負担の公平を図るとともに安定した財源の確保を図る。 【参考】 平成26年度 放課後児童クラブ登録児童数：485名 放課後子ども教室登録児童数：366名 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | 放課後児童対策の整備と受益者負担の適正化 | | | | | | | |
| | 調整結果による順次実施 | | | | | | | |
| 計画(目標値等) | 国の動向や市内外の状況等を踏まえながら、放課後児童対策の整備と受益者負担について調整 | 調整結果による順次実施 | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|-----|--|
| 実行プログラム | 25 財政措置の高い地方債の活用 | | | | 所管課 | 企画部 | 財政課 | |
| 現状と課題 | <p>市財政の将来を見通すと、普通交付税での合併算定替の終了や、人口減少などの影響による交付額の大幅な減少などから、段階的に財政規模が縮小していくことが見込まれる一方、地方債残高が高水準で推移しており、このため、将来的に公債費負担が大きくなることで、財政構造の硬直化が懸念される。</p> <p>一方、地方交付税制度においては、特定の地方債の元利償還金の一定割合について、普通交付税や特別交付税に算入することで、地方債を活用して事業を実施した場合の財政負担を軽減する措置が行われている。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>将来の公債費負担の軽減を図るため地方債発行の抑制に取り組むものであるが、加えて、地方債活用に当たっては、元利償還金に対しての交付税算入率が高い地方債を優先して活用する。</p> <p>・優先して活用する地方債（交付税算入率の高い地方債）</p> <p>臨時財政対策債 算入率100%</p> <p>辺地債 " 80%</p> <p>過疎債 " 70%</p> <p>合併特例債 " 70% など</p> | 達成指標 | 地方債残高における地方交付税算入率 | | | | | |
| | | 内容または数値 | 地方債残高に対する地方交付税算入率を70%以上とする。 | | | | | |
| | | 設定根拠 | | | | | | |
| 期待される効果 | 地方交付税への算入率の高い地方債を優先して活用することで、一般財源による公債費負担の軽減が図られる。 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| | 財政措置の高い地方債の活用 | | | | | | | |
| | 予算への反映 | | | | | | | |
| | 計 | <p>・地方債の活用は、元利償還金への地方交付税算入率が高い地方債を優先することで、地方債残高に対する地方交付税算入率を70%以上とする。</p> | <p>・地方債の活用は、元利償還金への地方交付税算入率が高い地方債を優先することで、地方債残高に対する地方交付税算入率を70%以上とする。</p> | <p>・地方債の活用は、元利償還金への地方交付税算入率が高い地方債を優先することで、地方債残高に対する地方交付税算入率を70%以上とする。</p> | <p>・地方債の活用は、元利償還金への地方交付税算入率が高い地方債を優先することで、地方債残高に対する地方交付税算入率を70%以上とする。</p> | <p>・地方債の活用は、元利償還金への地方交付税算入率が高い地方債を優先することで、地方債残高に対する地方交付税算入率を70%以上とする。</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|---------------------|---|---------------------|---------------------|-----|-----|--|
| 実行プログラム | 26 遊休財産の活用の推進 | | | | 所管課 | 総務部 | 総務課 | |
| 現状と課題 | <p>これまで公有財産の利活用及び処分を検討する公有財産利活用推進委員会と公有財産等調整委員会の2つの委員会が存在したが、事務の効率化を図るため、平成26年度に公有財産等調整委員会へ公有財産利活用推進委員会を統合した。</p> <p>また、遊休財産については売払いの処分や、有効活用が図られる土地については貸付等を行ってきているが、全庁的に財産の活用方針及び処分等の共通認識を深めるため、登米市公有財産利活用基本方針を策定し、財産の有効活用等を図る。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>遊休財産の洗出しによる売却財産及び貸付可能財産の取りまとめを行い、売却可能財産について境界確定等の条件整備を行い、一般競争入札にて売却を行う。</p> <p>また、貸付財産については、広報紙やホームページで広く周知を行い、公募による貸付を行う。</p> | 達成指標 | 遊休財産の活用方針の策定 | | | | | |
| | | 内容または数値 | <p>・H28～H32の売却目標合計 件数：23件 金額：55,409千円</p> | | | | | |
| | | 設定根拠 | 遊休財産売却計画 | | | | | |
| 期待される効果 | 遊休財産の売却及び貸付により、財源確保が図られるとともに、維持管理コストが削減される。 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| | 遊休財産の調査・洗出 | | | | | | | |
| | 遊休財産の条件整備と利活用 | | | | | | | |
| | 遊休財産の貸付・売却 | | | | | | | |
| 計 | 公有財産等調整委員会での調整 | | | | | | | |
| 画 | 売却件数 1件 3,204千円 | 売却件数 4件 12,312千円 | 売却件数 4件 8,925千円 | 売却件数 5件 11,156千円 | 売却件数 9件 19,812千円 | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|---|--|---|---------------------------------------|---------------------------------------|--|----------|---------|--|
| 実行プログラム | 27 ごみ指定袋への広告掲載の推進 | | | | 所管課 | 環境事業所 | クリーンセンター | | |
| 現状と課題 | <p>ごみ指定袋は、年間約220万枚（内訳：燃やせるごみ指定袋（大）約200万枚、燃やせるごみ指定袋（小）約6万枚、燃やせないごみ指定袋約12万枚、埋め立てごみ指定袋約2万枚）が流通している。 ごみ減量とリサイクルの推進等により、ごみは減量化傾向にあるものの、燃やせるごみ指定袋については、使用枚数に変動が少なく、市内の約270店舗店頭で販売され、家庭内での身近な場所で利用されている。</p> | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>第2次行財政改革実施計画で実施した取組を、第3次行財政改革実施計画においても引き続き継続し、自主財源の確保のため、安定した販売枚数のある燃やせるごみ指定袋の広告主を募集して、有料広告掲載を推進する。</p> | 達成指標 | <p>広告収入の確保</p> <p>150千円×2枠×5年=1,500千円</p> <p>販売枚数が類似する団体のごみ指定袋広告掲載取扱要領・掲載料及び第2次行財政改革実施結果を参考</p> | | | | | 内容または数値 | |
| 期待される効果 | <p>燃やせるごみ指定袋への広告掲載企業を確保することで、試算約30万円/年の広告収入が見込める。 計画：150千円（1枠）×2枠×5年間=広告収入1,500千円（掲載料の再検討あり）</p> <p>※販売枚数推計 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 200万枚 200万枚 200万枚 200万枚 200万枚</p> <p>※参考自治体：新潟県三条市 110万枚（1枠）20万円 三重県伊賀市 187万枚（1枠）15万円</p> | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | |
| 計画（目標値等） | ごみ指定袋への広告掲載の推進 | | | | | | | | |
| | <p>掲載料収入 300千円 (150千円×2枠)</p> | <p>掲載料収入 300千円 (150千円×2枠)</p> <p>掲載料、掲載方法等の再検討</p> | <p>掲載料収入 300千円 (150千円×2枠)</p> | <p>掲載料収入 300千円 (150千円×2枠)</p> | <p>掲載料収入 300千円 (150千円×2枠)</p> | <p>掲載料収入 300千円 (150千円×2枠)</p> <p>掲載料、掲載方法等の再検討</p> | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|---|---|---|---|-----|-----|---------|--|
| 実行プログラム | 28 公募による自動販売機設置の推進 | | | | 所管課 | 総務部 | 総務課 | | |
| 現状と課題 | <p>自動販売機の導入に関しては、平成23年2月に「自動販売機の設置に係る基本方針」を定め、設置料と電気料の積算方法や事務処理方法を統一してきた。 また、導入方法についても平成23年度から公募抽選制を導入し、平成25年度からは高収益が見込める自動販売機について一般競争入札による導入を進めてきた。 その結果、平成26年度において、設置料だけでも1,850千円の増収効果があったことから、平成28年度以降もこの基本方針を推進して安定的な財源の確保を図る。</p> | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>自動販売機の設置に係る基本方針の推進 新規・更新にかかわらず基本指針どおり公募・入札による導入を推進する。また、募金機能付き自動販売機や災害対応型自動販売機の導入についても検討する。</p> | 達成指標 | <p>自動販売機設置料の増収</p> <p>公募・競争入札による増収 累計 4,393千円</p> | | | | | 内容または数値 | |
| 期待される効果 | <p>自動販売機設置料の増収により、安定した財源の確保が図られる。</p> <p>【実績】平成26年度 合計 1,849,705 円…A</p> <p>【見込】平成28年度 公募24台 418,000 円 競争入札4台 2,400,200 円 合計 2,818,200 円…B B-A 968,495 円 平成29年度 公募24台 418,000 円 競争入札4台 2,370,600 円 合計 2,788,600 円…B B-A 938,895 円 平成30年度 公募21台 334,000 円 競争入札4台 2,360,000 円 合計 2,694,000 円…B B-A 844,295 円 平成31年度 公募21台 311,000 円 競争入札4台 2,360,000 円 合計 2,671,000 円…B B-A 821,295 円 平成32年度 公募20台 311,000 円 競争入札4台 2,360,000 円 合計 2,671,000 円…B B-A 821,295 円</p> | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | |
| 計画（目標値等） | 公募抽選制の実施 | | | | | | | | |
| | 高収益自販機の競争入札の実施 | | | | | | | | |
| 計画（目標値等） | <p>・公募抽選制の実施 (公募 13施設13台)</p> <p>・競争入札の実施 (一般競争 1施設1台) H26増減額：968千円</p> | <p>・公募抽選制の実施 (公募 11施設11台)</p> <p>・競争入札の実施 (一般競争 2施設2台) H26増減額：939千円</p> | <p>・公募抽選制の実施 (公募 10施設10台)</p> <p>・競争入札の実施 (一般競争 1施設1台) H26増減額：844千円</p> | <p>・公募抽選制の実施 (公募 10施設10台)</p> <p>・競争入札の実施 (一般競争 1施設1台) H26増減額：821千円</p> | <p>・公募抽選制の実施 (公募 10施設10台)</p> <p>・競争入札の実施 (一般競争 2施設2台) H26増減額：821千円</p> | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------|--|--------------------------|--------------------------|---|--------------------------|-----|-----|--|
| 実行プログラム | 29 公用車への広告掲載の推進 | | | | 所管課 | 総務部 | 総務課 | |
| 現状と課題 | 本市では、これまでに市ホームページや広報紙などへ、民間企業などの広告を有料で掲載する広告掲載事業を行ってきた。今後は市有財産の有効活用で自主財源を確保する新たな取組として、公用車を活用した有料広告掲載事業を行い、更なる増収を目指す。 | | | | | | | |
| 取組概要 | 民間企業等への広告掲載機会の提供による地域の活性化とともに、新たな財源確保を図るため、市有財産である公用車7台を広告媒体とした有料広告事業を実施する。 | 達成指標等 | 達成指標 内容または数値 設定根拠 | 公告収入の確保 公募による広告料の増収 累計1,200千円 1台当たり月額4千円×12か月＝48千円 効果額＝各年度導入目標（7台）336千円－平成26年度実績（2台）96千円 | | | | |
| 期待される効果 | 市有財産の有効活用により、新たな財源が確保されるとともに、安価な広告枠の提供による地元企業の振興が図られる。また、市有財産を活用した財源確保へ向けた取組が啓発される。 【参考】 平成26年度実績（2台導入）96千円 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| | 公用車への広告掲載の実施 応募状況による広告掲載車両の台数の見直し | | | | | | | |
| 計画（目標値等） | ・導入目標 7台 H26増減額：240千円 | ・導入目標 7台 H26増減額：240千円 | ・導入目標 7台 H26増減額：240千円 | ・導入目標 7台 H26増減額：240千円 | ・導入目標 7台 H26増減額：240千円 | | | |

| | | | | | | | | |
|----------|---|-----------------|--|---|-----------------|-----|-----|--|
| 実行プログラム | 30 ふるさと応援寄附の促進 | | | | 所管課 | 総務部 | 総務課 | |
| 現状と課題 | 【平成26年度までの状況】 ・3万円以上10万円未満 → 3千円相当の特産品（12種類）を贈呈 ・10万円以上 → 5千円相当の特産品（13種類）を贈呈 【現状】 H27.4月～ インターネットによる寄附申込及びクレジットカード決済を導入 寄附額に応じたポイントを進呈（ポイント還元率：3割） H27.6月～ 謝礼品の拡充（25種類から102種類へ） ポイント型の謝礼品カタログの配布開始 【課題】 個人住民税の控除上限額が1割から2割に拡充されるなど、平成27年4月に施行された税制改正による寄附額の増加が期待されたが、それ以上に自治体間の競争は過熱しており、安定的な財源確保のためにはリピーターを育成しつつ、新規寄附者獲得のための新たなPR方法を実施していく必要がある。 | | | | | | | |
| 取組概要 | ○寄附者の利便性の向上 ・インターネットによる寄附申込を導入（ふるさと応援寄附金ポータルサイト「ふるさとチョイス」利用） ・クレジットカード決済を導入（Yahoo! 公金支払いを利用） ○本市及び市産品のPR ・ポイント型謝礼品カタログの作成（㈱JTB西日本と業務提携） ○各種ふるさと応援寄附金ポータルサイトに謝礼品及び寄附金の用途について掲載 ○ふるさと応援寄附金のチラシ配布（在京町人会・同窓会・成人式など） ○ホームページにふるさと応援寄附金の申込方法や寄附金の用途などを掲載 ○ホームページで寄附者を紹介（希望者のみ） ○新たなPR方法としてバナー広告（有料）の利用を検討する | 達成指標等 | 達成指標 寄附額の増収 内容または数値 寄附額の増収 462,165千円 第3次登米市行財政改革期間中、各年度100,000千円の達成 効果額＝各年度100,000千円－H26実績7,567千円 設定根拠 登米市ふるさと応援寄附金条例 登米市ふるさと応援寄附金条例施行規則 登米市ふるさと応援寄附金に係る謝礼品等贈呈要綱 | 平成26年度寄附実績7,567千円（79件）に対し、平成27年6月末現在 9,699千円（227件）となり、昨年度の実績を上回る結果となっている。 | | | | |
| 期待される効果 | 謝礼品カタログは、特産品を全国に発信するとともに、全国区の人気商品へと押し上げるための支援策や、地域資源を活かした新たな特産品の商品化や販路開拓を後押しするためのツールとして活用できる。また、それを単なる特産品の目録とするのではなく、生産者やその取組、観光地や販売店舗などの紹介も含めた本市をまるごとPRする冊子としての活用が期待される。 謝礼品をポイントにすることにより、寄附者に、分けて使う、まとめて使うといった選択の幅が広がり、複数回寄附される方や高額寄附者のニーズも満たすことができる。また、ポイントが一定程度貯まるまでの期間、本市との関わりが継続されるという効果も期待され、リピーターの育成にもつながる。さらに、市内のホテル等への宿泊や頒布会といった新たな高額特典も拡充可能となり、旬の食材や本市の魅力を一年を通じて発信できるようになる。 今後、バナー広告を利用することで、本市を知らない寄附者の目に止まることから、新規の寄附者を獲得する効果が期待できる。 【参考】 平成26年度 寄附実績 7,567千円 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| | ふるさと応援寄附の促進 | | | | | | | |
| 計画（目標値等） | 積極的なふるさと応援寄附金の制度の周知・PR・謝礼品の拡充 | | | | | | | |
| | H26増減額：92,433千円 | H26増減額：92,433千円 | H26増減額：92,433千円 | H26増減額：92,433千円 | H26増減額：92,433千円 | | | |

・経費の節減・合理化

| 実行プログラム | | 31 予算編成における経費削減の推進 | | | 所管課 | 企画部 | 財政課 |
|----------|---|---------------------------------|---------------------------------|--|---------------------------------|-----|-----|
| 現状と課題 | 当初予算編成においては、政策的経費は、従来から査定方式による予算編成を行ってきたが、経常的経費である一般行政経費については、各部局への枠配分方式により予算編成を行ってきた。しかし、更なる経費の削減の観点から、一般行政経費についても、平成27年度予算編成から一件査定方式を導入し、経費の徹底した見直しと精査により、経費の削減に取り組んでいる。 一方、政策的経費を含めて、決算における歳出不用額が大きくなっている状況から、経費の更なる精査と見直しが求められている。 | | | | | | |
| 取組概要 | 当初予算編成においては、政策的経費、一般行政経費ともに、経費の徹底した見直しと精査を行い、必要額の予算計上に努めるものとするが、特に、一般行政経費については、一件査定方式と併せて一定の要求枠（シーリング）を設けた予算編成を行う。 | 達成指標等 | 達成指標 | 一般行政経費に要求枠を設定 | | | |
| | | | 内容または数値 | 当初予算編成で一般行政経費に予算要求枠を設定し、5年間で100,000千円の削減を図る。 | | | |
| | | | 設定根拠 | | | | |
| 期待される効果 | 政策的経費を含めて経費の徹底した見直しと精査を促すことで、経費全般についての削減を図るとともに、経常的経費である一般行政経費については、一件査定方式の取組と、要求枠（シーリング）を設けた予算編成とすることで、経常的経費の一層の削減を図る。 | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| | 予算編成における徹底した経費の削減 | | | | | | |
| 計画（目標値等） | ・一般行政経費に要求枠を設定し、20,000千円の削減を図る。 | ・一般行政経費に要求枠を設定し、20,000千円の削減を図る。 | ・一般行政経費に要求枠を設定し、20,000千円の削減を図る。 | ・一般行政経費に要求枠を設定し、20,000千円の削減を図る。 | ・一般行政経費に要求枠を設定し、20,000千円の削減を図る。 | | |

| 実行プログラム | | 32 職員人件費の削減 | | | 所管課 | 総務部 | 人事課 |
|----------|---|--|--|---|--|-----|-----|
| 現状と課題 | 財政規模に見合った行財政構造への転換が急務である中、これまでも相当数の職員を削減したところであるが、更なる将来の財政規模の縮小を見据えて、人件費の削減についても不可避とし、最小限の人員で多様な行政課題に対応していかなければならない。 このことから、行政組織のスリム化・効率化を進めるためには、事務事業の成果検証を行った上で、選択と集中による業務の抜本的な見直しを図るとともに、行政サービスの向上と経費削減の両立を図るため、指定管理者制度の活用や民間事業者等への委託、民営化への転換など民間活力の活用を促進していく必要がある。 並行して、本庁及び総合支所の業務の見直しや財政負担の軽減・平準化に努めた公共施設の統廃合を行うなど、簡素で効率的な組織体制の構築を図り、職員人件費の削減に繋げる必要がある。 | | | | | | |
| 取組概要 | 指定管理者制度の活用、民間事業者への委託、NPOの活用、民営化への移行など業務の在り方を精査しながら部局ごとの分野別削減目標を掲げるなど、より実効性の高い取組に繋げる。 また、業務量の精査に基づく適正な職員配置及び臨時・非常勤・再任用職員の活用等により、業務の効率化を図り、時間外の抑制等を含め職員人件費の削減を図る。 | 達成指標等 | 達成指標 | 実施計画期間内における削減目標額の達成 | | | |
| | | | 内容や数値 | 定員適正化計画に基づく計画的な人件費の削減 平成28年度から平成32年度までの削減額 2,090,000千円 | | | |
| | | | 設定根拠 | 削減額＝各年度人件費見込 - 平成26年度人件費 | | | |
| 期待される効果 | 計画に基づいた適正な職員配置により、簡素で効率的な組織機構の編成及び行政運営が図られる。また、歳出の削減に繋がり、財政の健全化に一定程度の効果が図られる。 【参考】 平成26年度人件費（市長部局） 6,320,000千円 | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| | 計画的な人件費の削減 | | | | | | |
| 計画（目標値等） | 人件費見込 6,080,000千円 H26増減額：△240,000千円 | 人件費見込 5,990,000千円 H26増減額：△330,000千円 | 人件費見込 5,910,000千円 H26増減額：△410,000千円 | 人件費見込 5,820,000千円 H26増減額：△500,000千円 | 人件費見込 5,710,000千円 H26増減額：△610,000千円 | | |

| | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|-------------------------|---|--|
| 実行プログラム | | 33 補助金等の適正化 | | | 所管課 | 企画部 | 企画政策課 | |
| 現状と課題 | 平成26年度において、補助金見直し方針に基づき、要綱上補助期間の規定の無い補助金等122事業を対象に見直しを行った。これにより、補助期間の規定の無い補助金等について、補助率、補助対象経費、補助期間についての見直しが図られた。課題としては、原則、補助金等の補助期間を3年として設定し、その終期に併せ補助金等の見直しを行うこととしているが、補助事業の効果や財政状況、社会的ニーズが刻々と変化中、補助期間中の実施状況や補助実績等を更新時の審査に反映する仕組みを構築する必要がある。 | | | | | | | |
| 取組概要 | 各部局が実施する補助事業については、行政評価の手法を用い、特に公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などを振り返り、PDCAサイクルにのっとった不断の見直しの徹底を行う。 | | | | 達成指標等 | 達成指標 内容または数値 設定根拠 | 補助金の適正化 PDCAサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。 | |
| 期待される効果 | PDCAサイクルにのっとった不断の見直しの徹底により、補助金等の適正化が図られる。また、適正化の進展により、補助金等の整理、合理化が期待できる。 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| | PDCAサイクルにのっとった不断の見直し | | | | | | | |
| 計画 (目標値等) | 補助金等の整理、合理化 | | | | | | | |
| | 公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 | 公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 | 公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 | 公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 | 公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-------|--|---|
| 実行プログラム | | 34 公共工事のコスト縮減 | | | 所管課 | 建設部 | 土木管理課 | | |
| 現状と課題 | 本市では、厳しい財政環境の下、限られた財源を有効に活用し効率的な社会資本整備を図るため、平成19年3月に策定した「登米市公共工事コスト縮減行動計画」によりコスト縮減の取組を行ってきたところである。平成25年3月には、重点施策や数値目標の見直しのため「登米市公共工事コスト縮減行動計画」を改訂し、引き続きコスト縮減と品質の両面を重視した取組を推進し一定の効果が得られている。施策内容としては、計画・設計段階から施工段階までの5分野30施策としているものの、縮減効果としては建設副産物対策の推進によるものが大部分を占めているなど、縮減施策に偏りが見受けられることから、他の施策メニューへ積極的に取り組む必要がある。また、今後はライフサイクルコスト重視への施策転換を図りながら、品質、環境、景観等へも配慮し、ライフサイクルコストを含めた総合的なコストでの縮減への取組が必要である。 | | | | | | | | |
| 取組概要 | 平成25年3月に登米市公共工事コスト縮減行動計画を改訂し、コスト縮減と品質の両面を重視した取組を行っている。計画期間は、平成25～27年度を第1期としてコスト縮減を実施してきたが、平成28～30年度の第2期についても、公共工事コスト縮減目標数値を各年度1%（50,000千円）以上とし縮減を推進する。（第2期の目標値については、平成27年度時点での社会情勢やコスト縮減の成果を検証した上で、必要に応じた見直しを行う。） | | | | 達成指標等 | 達成指標 内容または数値 設定根拠 | | | 公共工事のコスト縮減の推進 平成28～30年度における公共工事コストの縮減目標数値を各年度1%（50,000千円）以上の縮減とする。（第2期の目標値については、平成27年度時点での社会情勢やコスト縮減の成果を検証したうえで、必要に応じた見直しを行う。） 登米市公共工事コスト縮減行動計画 |
| 期待される効果 | 効率的な公共事業の執行を通じて、各部局が一致協力して事業を実施することや、各関係者がより高いコスト意識を持ち個別の創意工夫（職員の意識改革）を行うことが期待できる。また、公共工事の価格に影響を及ぼす様々な要因について改革が進むとともに、工事コストの縮減だけでなく、施設の品質の向上によるライフサイクルコストや、環境負荷の軽減など長期的コストの縮減を含めた総合的なコスト縮減が期待できる。 | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | |
| | 公共工事のコスト縮減の推進 | | | | | | | | |
| 計画 (目標値等) | 成果の検証、検討 | | | | | | | | |
| | 公共工事コストの1%縮減 50,000千円 | 公共工事コストの1%縮減 50,000千円 | 公共工事コストの1%縮減 50,000千円 | 公共工事コストの1%縮減 50,000千円 | 公共工事コストの1%縮減 50,000千円 | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|---|---|---|---|-----|-----|--|
| 実行プログラム | 35 公用車の適正配置と低燃費化の推進 | | | | 所管課 | 総務部 | 総務課 | |
| 現状と課題 | <p>多様な車種の公用車が業務内容により各課等に配置されており、車種の整理を進めるとともに、適正配置による公用車保有台数の削減を進める必要がある。</p> <p>また、公用車の購入については低燃費で維持管理経費が低額な軽自動車の購入を推進する必要がある。</p> <p><参考> 平成28年度当初の更新計画対象公用車：197台（見込み）</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>公用車更新計画に基づき、公用車の適正配置、台数削減を図るとともに、軽自動車導入による低燃費化と維持管理経費の削減を図っていく。</p> | 達成指標 | 公用車の適正配置、台数削減 | | | | | |
| | | | 内容や数値 | <ul style="list-style-type: none"> ・公用車更新 54台 （うち小型自動車から軽自動車への切換え 5台） ※更新に伴う効果額 4,050千円 1台あたり約810千円 ・公用車廃車 15台 ※台数削減に伴う維持管理経費の削減額 3,750千円 1台あたり約250千円 | | | | |
| 期待される効果 | <p>公用車の台数削減による諸経費の削減が図られるとともに、公用車の取得経費について、小型（普通）自動車と軽自動車の取得費用の差額相当の削減が図られる。また、燃料費及び維持管理経費についても削減が図られる。</p> | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | <p>公用車の適正配置と低燃費化の推進</p> <p>(新)公用車更新計画策定</p> <p>公用車の適正配置と低燃費化の推進</p> | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・公用車更新 6台 ※小型自動車から軽自動車への切換え 1台 810千円 ・公用車廃車 7台 1,750千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・公用車更新 12台 ※小型自動車から軽自動車への切換え 1台 810千円 ・公用車廃車 1台 250千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・公用車更新 12台 ※小型自動車から軽自動車への切換え 1台 810千円 ・公用車廃車 2台 500千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・公用車更新 12台 ※小型自動車から軽自動車への切換え 1台 810千円 ・公用車廃車 1台 250千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・公用車更新 12台 ※小型自動車から軽自動車への切換え 1台 810千円 ・公用車廃車 4台 1,000千円 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|------|-----------------------------------|---|-----|-------|-----|--|---------------|--------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| 実行プログラム | 36 ごみ排出量の削減 | | | | 所管課 | 市民生活部 | 環境課 | | | | | | | | | |
| 現状と課題 | <p>ごみの排出量は、「分ければ資源、混ぜればごみ」の資源分別意識の浸透と市民の協力により、平成15年をピークに約2%の減少傾向を示したが、東日本大震災を機に増加している。今後、震災前の水準に戻し、より一層の適正な処理によるごみの減量と資源のリサイクルを推進する必要がある。</p> <p>ごみ減量及びリサイクル推進のためには、幅広く市民や事業者が参加できるよう4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に関する情報提供及び現在の回収、処理システムの中で取組が可能な資源ごみを見出すことが重要である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>4Rの推進により市民や事業者のごみ減量・資源分別意識の向上を図るとともに、資源として拠点回収が可能な分別品目を追加していく。</p> <p>また、生ごみの自家処理を推進するために生ごみ処理機購入者への補助の継続、ごみ減量・資源分別意識の高揚のため、集団資源回収団体への報奨金制度の継続、廃食油回収とBDF製造・販売事業者の支援を継続し、ごみの排出量削減を図っていく。</p> | 達成指標 | 登米市環境基本計画における「ごみ排出量」及び「リサイクル率」の達成 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 内容または数値 | <p>平成32年度目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量1人1日700g以下 ・リサイクル率28% | | | | | | | | | | | | |
| 期待される効果 | <p>市民の4R意識の高まり、4Rの推進により資源分別が促進され、ごみ減量が図られるとともに、市民と行政、事業者といった全ての主体が協働して取り組むことにより、循環型の環境にやさしいまちづくりの実現が図られる。</p> <p>また、取組の結果として、最終処分場をはじめ処理施設の長寿命化が図られ、施設整備及び維持管理経費の削減が期待できる。</p> <p>【参考】</p> <table border="0"> <tr> <td>1人1日当たりのごみ排出量</td> <td>リサイクル率</td> </tr> <tr> <td>平成24年度798g</td> <td>平成24年度26.2%</td> </tr> <tr> <td>平成25年度800g</td> <td>平成25年度25.2%</td> </tr> <tr> <td>平成26年度812g</td> <td>平成26年度25.0%</td> </tr> </table> | | | | | | | | 1人1日当たりのごみ排出量 | リサイクル率 | 平成24年度798g | 平成24年度26.2% | 平成25年度800g | 平成25年度25.2% | 平成26年度812g | 平成26年度25.0% |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | リサイクル率 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度798g | 平成24年度26.2% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成25年度800g | 平成25年度25.2% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年度812g | 平成26年度25.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | | | | | | | | |
| 計画 | <p>4Rの推進</p> <p>資源分別品目の追加</p> <p>生ごみ処理機購入補助・集団資源回収報奨金事業の推進</p> <p>廃食油回収・BDF製造、販売事業者の支援</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 登米市環境基本計画における目標値「ごみ排出量」及び「リサイクル率」の達成 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 実行プログラム | | 37 電気料金の削減 | | | 所管課 | 総務部 | 総務課 |
|---------|---|----------------------------------|----------------------------------|---|----------------------------------|----------------------------------|-----|
| 現状と課題 | 平成25年9月1日から電気料金が値上げとなり、東北電力の試算では、指定管理施設を除く高圧受電施設において年間約70,800千円の値上げが見込まれていた。 そのため、これまで空調の設定温度や運転時間、照明の間引きなど、節電対策に取り組んできたものの、電気料金の削減に向けた更なる取組が必要となっている。 | | | | | | |
| 取組概要 | 市内公共施設における電気料金の削減と環境に配慮した電力調達及び災害時における電力調達の複層化を図るため、電力調達先を東北電力から特定規模電気事業者（新電力業者）に切り替えるもの。 電力の調達方法が平成28年4月から低圧部門も含め全面自由化に移行するため、低圧施設についても順次切り替えの検討を行う。 | | 達成指標等 | 電気料金の削減 導入（切り替え）施設件数及び電気料金削減額 年間 2,285千円 累計 11,425千円 削減額＝各年度削減目標額（59施設）5,711千円－平成26年度削減効果額（33施設）3,426千円 | | | |
| 期待される効果 | 平成26年度において、33の導入施設数に対して3,426千円の電気料金の削減効果があったため、更に導入施設を26施設追加して、59施設で5,711千円の電気料削減が図られる。 また、二酸化炭素排出量の削減や災害時における電力調達の複層化が図られる。 | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| | 新電力業者からの電力調達 | | | | | | |
| 計画 | 低圧施設の切り換え | | 高圧施設の導入見直し | | | | |
| | （目詳細内容） ・59施設の電気料金の削減 H26増減額：△2,285千円 ・低圧施設の順次切り換えの検討 ・高圧施設の導入の見直し | ・59施設の電気料金の削減 H26増減額：△2,285千円 | ・59施設の電気料金の削減 H26増減額：△2,285千円 | ・59施設の電気料金の削減 H26増減額：△2,285千円 | ・59施設の電気料金の削減 H26増減額：△2,285千円 | ・59施設の電気料金の削減 H26増減額：△2,285千円 | |

| 実行プログラム | | 38 通信料金の削減 | | | 所管課 | 総務部 | 総務課 |
|---------|---|------------|-------------|--|-------------|-----|-------------|
| 現状と課題 | 本市で契約している固定電話、携帯電話、データ回線などは、全部署で809回線あり、通信会社であるNTT東日本、NTTコミュニケーションズ、KDDI及びソフトバンク等から毎月の請求を基に、指定管理施設を含め各担当課で支払事務を行っている状況である。 電話料金については、基本料金と通信料金を合わせて請求され、通話料金については、個別契約割引のみの適用となっているため、通信会社ごとに割引率は一定でなく、平均で市内通話が約20%割引で、市外通話が約65%の割引となっている。 なお、課題として支払いに係る事務処理は毎月発生し、複数の通信会社から請求される部署もあるため、事務が煩雑化している。 | | | | | | |
| 取組概要 | 通信回線統合管理サービス（テレコムメイト）とは（株）日立システムズで事業展開しているサービスであり、本市で契約している809回線の電話回線の請求書を各通信会社から（株）日立システムズが取りまとめ、本市に対して一括請求するシステムである。 また、（株）日立システムズと契約することにより、大口割引の適用、通信料金プランの分析などの診断や鑑定が受けられることで、通信コストの削減が図られる。 | | 達成指標等 | 電話料金の削減 内容 電話料金の削減 年額 3,522千円 累計 17,610千円 設定根拠 削減額＝導入前54,029千円－導入後50,507千円 | | | |
| 期待される効果 | （株）日立システムズが契約している大口割引の適用が受けられ、電話料金の削減が図られるとともに、複数の通信会社から届く請求書を一元化し請求書などの印刷物を削減することで、業務の改善や環境配慮にもつながる。 また、固定電話、携帯電話、データ回線の請求明細や分析レポートをWebサイトから提供されることで、業務の効率化や高額利用時の注意や不要回線の見直しなどコストダウンにつながる。 【参考】（809回線の電話料金）1か月当たりの費用対効果 導入前：4,502,458円 導入後：4,208,919円 削減額：▲293,539円 | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| | 通信料金の分析、診断、鑑定 | | | | | | |
| 計画 | 削減額 3,522千円 | | 削減額 3,522千円 | | 削減額 3,522千円 | | 削減額 3,522千円 |
| | （目詳細内容） | | | | | | |

| 実行プログラム | 再掲 8 公共施設の適正な配置と管理 | | | 所管課 | 総務部 | 総務課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---------|---|--|---|------------|--|----|--------|--|--|--------|----|------------|-----|--------------------|--------|--------|---------|---|----------|-----|--------|--|--|---------|---|----------|-----|-------------------|--------|--|---------|---|----------|-----|------------|--------|--------|---------|---|---------|
| 現状と課題 | <p>市内の公共施設は、昭和50年代から平成初期にかけて建設されたものが多く、建築後30年以上経過する施設が全体の40%を占めており、今後、施設の老朽化の進行に伴い、本市における施設等の投資的経費と維持補修費の増加が見込まれる。</p> <p>このことから、全市のかつ中長期的視点から、公共施設の効率的かつ効果的な配置や管理運営を行っていくことが必要であり、施設の廃止や統廃合、他施設への活用を図ることが課題となっている。</p> <p>さらに、平成26年4月に国が全国自治体に策定を要請している公共施設等総合管理計画には、庁舎や病院、インフラ施設など市が所有する全ての公共施設を対象として、更新・統廃合・長寿命化・安全化など管理に関する基本的な考え方を記載することが要請されている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組概要 | 達成指標等 | 達成指標 | 更新、統廃合、長寿命化・安全化など施設管理に関する基本的な指針に基づく施設個別計画の策定及び実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> 所有施設の一元管理及び事務の効率化と情報共有 維持管理費の削減 累計額 57,267千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 設定根拠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期待される効果 | <p>公共施設の適正配置と併せた統廃合などにより、公共施設のスリム化と維持管理経費や更新経費の削減、財政負担の軽減が図られる。</p> <p>また、策定した計画はホームページ等で公表し、市民ニーズの把握、未利用施設の再活用、民間企業への貸付、譲渡等による増収、さらには、地域住民との協働による地域の活性化が期待される。</p> <p>【参考】登米市公共施設白書より</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th colspan="3">施設管理方針</th> <th>単年度維持費</th> <th>年数</th> <th>計画内維持費（累計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>施設名称統合、付帯施設活用 11施設</td> <td>譲与 2施設</td> <td>閉鎖 1施設</td> <td>4,074千円</td> <td>5</td> <td>20,370千円</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>譲与 2施設</td> <td></td> <td></td> <td>4,008千円</td> <td>4</td> <td>16,032千円</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>施設名称統合、付帯施設活用 5施設</td> <td>閉鎖 7施設</td> <td></td> <td>4,221千円</td> <td>3</td> <td>12,663千円</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>付帯施設活用 1施設</td> <td>閉鎖 1施設</td> <td>貸与 1施設</td> <td>4,101千円</td> <td>2</td> <td>8,202千円</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 年度 | 施設管理方針 | | | 単年度維持費 | 年数 | 計画内維持費（累計） | H28 | 施設名称統合、付帯施設活用 11施設 | 譲与 2施設 | 閉鎖 1施設 | 4,074千円 | 5 | 20,370千円 | H29 | 譲与 2施設 | | | 4,008千円 | 4 | 16,032千円 | H30 | 施設名称統合、付帯施設活用 5施設 | 閉鎖 7施設 | | 4,221千円 | 3 | 12,663千円 | H31 | 付帯施設活用 1施設 | 閉鎖 1施設 | 貸与 1施設 | 4,101千円 | 2 | 8,202千円 |
| 年度 | 施設管理方針 | | | 単年度維持費 | 年数 | 計画内維持費（累計） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 | 施設名称統合、付帯施設活用 11施設 | 譲与 2施設 | 閉鎖 1施設 | 4,074千円 | 5 | 20,370千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 譲与 2施設 | | | 4,008千円 | 4 | 16,032千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 施設名称統合、付帯施設活用 5施設 | 閉鎖 7施設 | | 4,221千円 | 3 | 12,663千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H31 | 付帯施設活用 1施設 | 閉鎖 1施設 | 貸与 1施設 | 4,101千円 | 2 | 8,202千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画（目標値内容等） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画と施設個別計画との調整 施設名称統合、付帯施設活用 11施設 譲与 2施設 閉鎖 1施設 | 譲与 2施設 | <ul style="list-style-type: none"> 施設名称統合、付帯施設活用 5施設 閉鎖 7施設 | <ul style="list-style-type: none"> 付帯施設活用 1施設 閉鎖 1施設 貸与 1施設 | <ul style="list-style-type: none"> 実施状況の検証と次期計画の策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

③地方公営企業等の経営健全化

・公営企業の経営健全化

| | | | | | | | | | |
|----------|---|--|--|--|--|-----|--|--|--|
| 実行プログラム | 39 病院事業の経営健全化 | | | | 所管課 | 医療局 | 企画課 | | |
| 現状と課題 | <p>平成20年12月に登米市立病院改革プラン策定、経営の効率化・医療体制の再編・経営形態の見直しなどの経営改革を実施したことにより、平成23年度に経常収支の黒字化を達成することができた。平成24年2月には第2次登米市立病院改革プランを策定し、更なる経営の健全化に取り組んできたが、患者数の減少等により平成24、25年度の経常収支は再び赤字となった。</p> <p>また、不良債務についても平成25年度に解消が図れたものの、平成26年度の会計制度の改正や患者数の減少等による経営状況の悪化により不良債務が発生した。</p> <p>今後は、良質で安定した医療を確保していくために、経費の削減と病床利用率の向上等による収入確保に取り組みながら、長期的な病院経営の安定化を図る必要がある。</p> | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>国が策定した新公立病院改革ガイドラインと県が策定する地域医療構想との整合性を図りながら、平成27年度末までに「第3次登米市立病院改革プラン」を策定し、地域の医療提供体制と将来の病床機能の在り方などの具体的な将来像を示す。</p> <p>また、改革プラン及び地域医療構想を踏まえた各病院、診療所等の役割を明確化し、収入確保と経費削減への取組を強化し、基準外繰入金金の削減に最大限に取り組み経営の健全化を図る。</p> | | 達成指標 | 登米市立病院改革プランの達成 | | | | | |
| | | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率の向上 ・経常収支の黒字化 ・不良債務の解消 | | | | | |
| | | | 設定根拠 | 登米市立病院改革プラン | | | | | |
| 期待される効果 | <p>経営健全化の取組を進めることで、病床利用率の向上と経常収支の黒字化、継続的・安定的に良質の医療を提供することが可能となる。</p> <p>【参考】登米市立病院改革プラン：平成20年12月（策定）、平成22年2月（改訂） 第2次市立病院改革プラン：平成24年2月（策定）、平成26年1月（改訂） 第3次市立病院改革プラン：平成28年2月（策定予定）</p> | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | | |
| | H28 | | H29 | | H30 | | H31 | | H32 |
| | 第3次登米市立病院改革プランの実施 | | | | | | | | |
| 計画（目標値等） | 病床利用率の向上、経常収支の黒字化、不良債務の解消 | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率の向上 ・経常収支の黒字化 ・不良債務の解消 | | <ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率の向上 ・経常収支の黒字化 ・不良債務の解消 | | <ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率の向上 ・経常収支の黒字化 ・不良債務の解消 | | <ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率の向上 ・経常収支の黒字化 ・不良債務の解消 | | <ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率の向上 ・経常収支の黒字化 ・不良債務の解消 |

| | | | | | | | | | |
|----------|---|--|---|---|---|-----|---|--|---|
| 実行プログラム | 40 医療従事者の確保策の強化 | | | | 所管課 | 医療局 | 企画課 | | |
| 現状と課題 | <p>登米市病院事業の常勤医師数は37名（平成27年4月1日現在）で診療を行っている。地域の中核的病院である登米市民病院においては、一時的に医師の増員は図れたものの、依然として産科と小児科の入院ができないなど、診療科によっては地域の医療需要を満たせていないのが現状である。</p> <p>今後は、市民が安心して良質な医療を継続的に受けられるよう、引き続き常勤医師の招へいを最重要課題とし、安定した病院経営に向けた医師をはじめとした医療従事者の確保が急務となっている。</p> <p>【参考：常勤医師数の比較】 平成27年4月 登米市民20名、米谷3名、豊里8名※、よねやま2名、登米2名、上沼1名、津山1名、計37名（※うち歯科医師1名含む） 平成22年4月 登米市民16名、米谷4名※、豊里9名※、よねやま4名※、登米3名※、上沼1名、津山1名、計38名（※うち歯科医師1名含む）</p> | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>医師が働きやすい魅力ある病院づくりを進めるとともに、現在勤務している医師の人的ネットワークを活用するなどあらゆる手段を講じて常勤医師の招へいに努める。</p> <p>また、医学生奨学金等貸付事業による医師・看護師の確保を図る。</p> | | 達成指標 | 登米市立病院改革プランの達成 | | | | | |
| | | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師数 ・医学奨学生等勤務実績 | | | | | |
| | | | 設定根拠 | 登米市立病院改革プラン | | | | | |
| 期待される効果 | <p>医療従事者の確保を図ることで、良質な医療を継続的・安定的に提供することができる。</p> <p>【参考】登米市立病院改革プラン：平成20年12月（策定）、平成22年2月（改訂） 第2次市立病院改革プラン：平成24年2月（策定）、平成26年1月（改訂） 第3次市立病院改革プラン：平成28年2月（策定予定）</p> | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | | |
| | H28 | | H29 | | H30 | | H31 | | H32 |
| | 第3次登米市立病院改革プランの実施 | | | | | | | | |
| 計画（目標値等） | 医師招へい及び医療従事者の採用、医学生奨学金等貸付事業 | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師数 ・医学奨学生等勤務実績 | | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師数 ・医学奨学生等勤務実績 | | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師数 ・医学奨学生等勤務実績 | | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師数 ・医学奨学生等勤務実績 | | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師数 ・医学奨学生等勤務実績 |

| | | | | | | | | |
|-------------------|---|--|---|---|---|-----|-----|--|
| 実行プログラム | 41 病院と地域の連携強化 | | | | 所管課 | 医療局 | 企画課 | |
| 現状と課題 | <p>経営基盤を強化するためには、いかにして質の高い医療を安定的に提供し、地域の方々に信頼され、患者に選ばれる病院・診療所となることが重要であるが、病床利用率の低下や、外来患者数の減少傾向が続いている。</p> <p>この原因については、地域の開業医との連携不足や、厳しい医療環境を含めた病院事業の実態の情報発信が少ないといったことが挙げられており、連携の推進や情報発信の充実を図ることによって、開かれた顔の見える病院づくりを行っていく必要がある。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>医療環境の現状や、病院事業の取組等に関する市民への情報発信と情報共有を図るため、地域や団体を対象とした「医療出前講座」を開催するとともに、地域医療連携室の充実強化を図り、医師会や開業医との連携を進めるため登録医制度を導入するとともに、登米市民病院に開放型病床を設置して病診連携を推進する。</p> <p>また、接遇研修などを強化し、患者サービスの向上に努める。</p> | 達成指標 | 登米市立病院改革プランの達成 | | | | | |
| | | 内容 または 数値 | <ul style="list-style-type: none"> 医療出前講座の開催 登録医制度の推進 開放型病床の運用 | | | | | |
| | | 設定根拠 | 登米市立病院改革プラン | | | | | |
| 期待される効果 | <p>地域との連携を積極的に展開することにより、地域住民に信頼され、支持される病院づくりを進めることで、病床利用率や外来患者数の増加が図られる。また、地域医療連携室と医師会、開業医との連携強化に向けた取組を実施することにより、市立病院と開業医等との連携が図られ、さらに登録医制度の導入や開放型病床を設置することにより地域に貢献する医療提供体制の整備が図れる。</p> <p>【参考】登米市立病院改革プラン：平成20年12月（策定）、平成22年2月（改訂） 第2次市立病院改革プラン：平成24年2月（策定）、平成26年1月（改訂） 第3次市立病院改革プラン：平成28年2月（策定予定）</p> | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | 医療出前講座の開催 | | | | | | | |
| | 登録医制度の導入 | | 登録医制度の推進 | | | | | |
| | 開放型病床の協議 | | 開放型病床の申請・運用 | | 開放型病床の運用 | | | |
| （目録 詳細内容 等） | <ul style="list-style-type: none"> 医療出前講座の開催 登録医制度の導入 開放型病床の協議 | <ul style="list-style-type: none"> 医療出前講座の開催 登録医制度の推進 開放型病床の申請と運用 | <ul style="list-style-type: none"> 医療出前講座の開催 登録医制度の推進 開放型病床の運用 | <ul style="list-style-type: none"> 医療出前講座の開催 登録医制度の推進 開放型病床の運用 | <ul style="list-style-type: none"> 医療出前講座の開催 登録医制度の推進 開放型病床の運用 | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---|-------|--|
| 実行プログラム | 42 水道事業の経営健全化 | | | | 所管課 | 水道事業所 | 水道管理課 | |
| 現状と課題 | <p>本市の水道事業を取り巻く環境は年々変化しており、最大の課題は人口減少による給水収益（料金収入）の減少である。その反面、水道事業の保有する固定資産の額は合併以来増加傾向にある。これは、震災対策や老朽管の更新などを積極的に進めてきたためである。人口が減少して資産が増加する傾向が続くと、1人当たりの資産の維持管理や更新に係る費用が増大する。</p> <p>人口や給水量の減少に伴い水道施設の統廃合を行い資産の減少を図ることが必要となるが、安全な水を安定的に供給するためには、施設の更新を今後も継続しなければならない。</p> <p>多くの施設が、耐用年数を迎える時期となり、大規模な更新も待たなしの状況の中においても、経営の基本となる財務管理には更に厳しさが求められる、経営状況についても市民に広く説明を行っていかなければならない。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>登米市地域水道ビジョンに掲げる「市民が安心して暮らせる市の責任による水道事業の確立」を基本理念とし、「安定経営の水道を目指します一次世代に向けた水道事業の確立」を施策目標として、安全、安心で安定した水道事業を構築し、効率的な経営の確立に努める。</p> | 達成指標 | 登米市地域水道ビジョン実施計画管理指標 | | | | | |
| | | 内容 または 数値 | 登米市地域水道ビジョン実施計画目標値 | | | | | |
| | | 設定根拠 | 水道事業ガイドライン | | | | | |
| 期待される効果 | <p>老朽施設の更新及び耐震化を図り、水需要の減少に伴い施設運用のコスト削減や効率化のための小規模化の中で再配置・再構築を行う必要があり、更新需要の将来的な年度集中を避け、平準化させる等の資産管理の手法を用いながら施設更新計画を策定して効率的かつ効果的な施設管理と財務管理を行うことができる。また、水安全計画等を策定して危機管理に取り組むことによって安全、安心で安定した水道供給が図られる。</p> <p>【参考】 登米市地域水道ビジョン：平成21年8月（策定）、平成26年10月（改訂） 登米市地域水道ビジョン実施計画：平成26年10月（策定）</p> | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | 地域水道ビジョンの評価 | | | | | | | |
| | | | 地域水道ビジョンの見直し | | | | | |
| | （目録 詳細内容 等） | <p>毎年のローリング（更新・見直し）</p> | <p>毎年のローリング（更新・見直し）</p> | <p>毎年のローリング（更新・見直し）</p> | <p>毎年のローリング（更新・見直し）</p> | <p>毎年のローリング（更新・見直し）</p> <p>水道ビジョンの計画目標の平成35年度に向けて、平成32・33年度で見直しを行う。</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|---|---|--|-----|-----|------|--|
| 実行プログラム | 43 下水道事業の地方公営企業法適用 | | | | 所管課 | 建設部 | 下水道課 | |
| 現状と課題 | <p>本市の下水道事業は、公共下水道事業が5処理区、農業集落排水事業が26地区の整備が進められ、平成26年度末の整備率は公共下水道事業82%、農業集落排水事業97%に達し、これまでの「建設・整備推進」から「維持管理・改築更新」の段階に移行しつつある。</p> <p>全国的にも少子高齢化が進む中、国としても持続可能なサービス提供に施策の重点が移ってきており、地方公営企業に対して、特に地方公営企業法を適用していない公共下水道事業・簡易水道事業については、早急に抜本改革に取り組む必要があるとして、平成27年度から平成31年度までの5年間で地方公営企業法適用準備を終えるよう地方自治体に要請されている。</p> <p>本市においても、下水道事業として公共下水道のほか農業集落排水事業、浄化槽事業も実施していることから、適用事業範囲や一部適用か全部適用かの判断を行い、平成32年度から地方公営企業法適用に移行する必要がある。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>排水管並びに処理施設の全ての固定資産の取得価格、財源内訳の調査・評価を実施し、法適化に向けた条例改正等の移行事務手続きを行う。</p> <p>また、財務処理の企業会計システムへの移行を実施する。</p> | | 達成指標 | 地方公営企業法適用に向けた固定資産評価 | | | | |
| | | | 内容または数値 | 公共下水道（5地区）、農業集落排水施設（26地区）、浄化槽（約1,300基以上）の管渠及び処理施設等の取得価格及び財源内訳を整理し、開始貸借対照表の作成を行うことになるが、全資産評価量を100%とし、各年度ごとに評価完了割合を設定する。 | | | | |
| | | | 設定根拠 | 4年間で実施することになるので、各年の割合を約25%と設定する。 | | | | |
| 期待される効果 | <p>資産価値を取得原価と減価償却累計額で把握することにより、施設・設備の老朽化度合いを数値化して把握できる。また、現金として出て行かないコストを減価償却費として把握でき、修繕計画費用の見積もり計上により正確に行えるようになる。</p> <p>さらに、財政状態・経営状況を財務諸表により網羅的に把握でき、使用料見直しの説明責任能力が向上する。</p> | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | <p>固定資産評価業務 →</p> <p>条例改正等移行事務手続き → 地方公営企業法適用 →</p> <p>財務会計移行準備・職員研修 →</p> | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 公共迫処理区（25%） 公共特環処理区（1/4地区） 農集（7/26地区） | <ul style="list-style-type: none"> 公共迫処理区（25%） 公共特環処理区（1/4地区） 農集（6/26地区） | <ul style="list-style-type: none"> 公共迫処理区（25%） 公共特環処理区（1/4地区） 農集（7/26地区） | <ul style="list-style-type: none"> 公共迫処理区（25%） 公共特環処理区（1/4地区） 農集（6/26地区） | | | | |

・第三セクター等の見直し

| | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|-------|---------|---------|
| 実行プログラム | 44 第三セクターの経営健全化と自立の促進 | | | | 所管課 | 企画部 | 企画政策課 | 市民活動支援課 |
| | | | | | | 産業経済部 | 農産園芸畜産課 | 商工観光課 |
| 現状と課題 | <p>第三セクターの経営改善に向けた見直しに当たって、平成23年2月に「第三セクターに係る今後の方向性について」報告書がまとめられた。</p> <p>第三セクターについては、行政と連携した地域振興や産業の活性化等を図ることを目的に、行政機能を補完・代行するなどの役割を果たしてきたが、独立した経営体である以上、事業運営の効率化による経営健全化や組織運営の活性化等に自主的・主体的に取り組む必要がある。</p> <p>また、今後の方向性として市民ニーズや行政需要の高度化・多様化に伴い、その役割や目的が既に達成されたと考えられるものや、公的関与の必要性が薄れてきたものなどが散見される現状から、公的関与の抜本的な見直しを行い法人経営の自立化を図るため、株式の民間譲渡などによる完全民営化に向けた取組を行うこととしている。</p> | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>各法人の運営状況と公的関与の在り方等について点検評価するとともに、経営の抜本的改善や民営化、整理解散等の見直しを実施する。</p> | | 達成指標 | 各第三セクターの方向性の決定 | | | | |
| | | | 内容または数値 | 各第三セクターに係る検討結果に基づく対応の実施 | | | | |
| | | | 設定根拠 | 登米市第三セクター調査検討委員会検討事項内容 | | | | |
| 期待される効果 | <p>各第三セクターとともに、公共性や効率性など長所を生かした事業を展開して地域活性化に貢献してきたところであるが、公的関与の抜本的な見直しを行い法人経営の自立化を図るため、株式の民間譲渡などによる完全民営化等を基本とし、今後点検・評価を行い方向性を決めていくことでそれぞれの第三セクターの経営健全化と自立の促進を図ることができる。</p> <p>【参考】：第三セクターの状況(平成27年4月1日現在) 商法人4団体（株いしこし、株とよま振興公社、株なかだ農業開発公社、株みやぎ東和開発公社（出資割合25%以下） 公益財団法人1団体（公財）登米文化振興財団 土地開発公社1団体 登米市土地開発公社</p> | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 計画 | <p>登米市土地開発公社の解散 →</p> <p>継続した調査の実施と自立の促進 →</p> | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 登米市土地開発公社の解散 運営状況の点検評価 公的関与の在り方と自立に向けた取組状況の点検 | <ul style="list-style-type: none"> 運営状況の点検評価 公的関与の在り方と自立に向けた取組状況の点検 | <ul style="list-style-type: none"> 運営状況の点検評価 公的関与の在り方と自立に向けた取組状況の点検 | <ul style="list-style-type: none"> 運営状況の点検評価 公的関与の在り方と自立に向けた取組状況の点検 | <ul style="list-style-type: none"> 運営状況の点検評価 公的関与の在り方と自立に向けた取組状況の点検 | | | |

(3) 効率的な行政運営の推進

①効率的な組織機構の構築

・効率性・機能性を重視した組織の見直し

| | | | | | | | | | | |
|----------|--|-----|---|--|---|----------------------------|---|--|---|--|
| 実行プログラム | 45 時代に相応しい行政組織への見直し | | | | 所管課 | 総務部 | 人事課 | | | |
| 現状と課題 | <p>組織機構については、これまで出張所の廃止や課の整理統合など順次見直しを行い、合併当初5部58課であった市長部局の組織は、平成27年4月現在において、5部33課3室となっている。</p> <p>今後は登米市まちづくり基本条例の中で示す、まちづくりの主体は市民であるという考えの下、第二次登米市総合計画の基本理念である協働による登米市の持続的な発展を踏まえ、市民協働による地域づくりを推進する組織体制とする必要がある。</p> <p>また、財政規模の大幅な縮小が確実に見込まれる中、本庁及び総合支所の業務見直しを行い、更なる組織体制の簡素・効率化を進めながらも、市民ニーズのつとめ、市民と行政が共に公共サービスを担っていく仕組みづくりを構築することが必要である。</p> | | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>総合支所については、地域活動に対する支援業務、市民の安全・安心に係る業務、市民の利便性を考慮した相談業務や窓口業務（民間事業者に委託する業務を除く）を主とする体制に移行する。</p> <p>本庁組織については、変化する行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織及び市民協働による地域づくりを推進する組織体制の構築を進める。</p> <p>また、行政サービスの向上と組織体制の簡素化・効率化との両立を図るため、従来の事務事業の在り方に捉われないこと、指定管理者制度の活用や民間事業者への委託、民営化への転換など民間活力を活用し、組織の再編を進める。</p> | | 達成指標等 | <p>達成指標 本庁組織の見直し、総合支所の体制及び業務内容の見直しによる組織の効率化</p> <p>内容または数値 行政サービスに対する市民ニーズを勘案し、市民との協働による地域づくりを推進する組織体制を構築する。</p> <p>設定根拠</p> | | | | | | |
| 期待される効果 | <p>事務事業を抜本的に見直すことで行政組織のスリム化・効率化に繋げていくとともに、市民と行政とのそれぞれの役割を明確化することにより、市民の主体性が十分に発揮できる公共サービスの運営が図られる。</p> | | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | 市民ニーズに則したスリムで効率的な行政組織への見直し | | | | |
| 計画（目標値等） | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。 | |

| | | | | | | | | | | |
|----------|--|-----|--|---|--|----------|--|--|--|--|
| 実行プログラム | 再掲 43 下水道事業の地方公営企業法適用 | | | | 所管課 | 建設部 | 下水道課 | | | |
| 現状と課題 | <p>本市の下水道事業は、公共下水道事業が5処理区、農業集落排水事業が26地区の整備が進められ、平成26年度末の整備率は公共下水道事業82%、農業集落排水事業97%に達し、これまでの「建設・整備推進」から「維持管理・改築更新」の段階に移行しつつある。</p> <p>全国的にも少子高齢化が進む中、国としても持続可能なサービス提供に施策の重点が移ってきており、地方公営企業に対して、特に地方公営企業法を適用していない公共下水道事業・簡易下水道事業については、早急に抜本改革に取り組む必要があるとして、平成27年度から平成31年度までの5年間で地方公営企業法適用準備を終えるよう地方自治体に要請されている。</p> <p>本市においても、下水道事業として公共下水道のほかに農業集落排水事業、浄化槽事業も実施していることから、適用事業範囲や一部適用か全部適用かの判断を行い、平成32年度から地方公営企業法適用に移行する必要がある。</p> | | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>排水管並びに処理施設の全ての固定資産の取得価格、財源内訳の調査・評価を実施し、法適化に向けた条例改正等の移行事務手続きを行う。</p> <p>また、財務処理の企業会計システムへの移行を実施する。</p> | | 達成指標等 | <p>達成指標 地方公営企業法適用に向けた固定資産評価</p> <p>内容または数値 公共下水道（5地区）、農業集落排水施設（26地区）、浄化槽（約1,300基以上）の管渠及び処理施設等の取得価格及び財源内訳を整理し、開始貸借対照表の作成を行うことになり、全資産評価量を100%とし、各年度ごとに評価完了割合を設定する。</p> <p>設定根拠 4年間で実施することになるので、各年の割合を約25%と設定する。</p> | | | | | | |
| 期待される効果 | <p>資産価値を取得原価と減価償却累計額で把握することにより、施設・設備の老朽化度合いを数値化して把握できる。また、現金として出て行かないコストを減価償却費として把握でき、修繕計画費用の見積もり計上がより正確に行えるようになる。</p> <p>さらに、財政状態・経営状況を財務諸表により網羅的に把握でき、使用料見直しの説明責任能力が向上する。</p> | | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | 固定資産評価業務 | | | | |
| 計画（目標値等） | <ul style="list-style-type: none"> ・公共迫処理区（25%） ・公共特環処理区（1/4地区） ・農集（7/26地区） | | <ul style="list-style-type: none"> ・公共迫処理区（25%） ・公共特環処理区（1/4地区） ・農集（6/26地区） | | <ul style="list-style-type: none"> ・公共迫処理区（25%） ・公共特環処理区（1/4地区） ・農集（7/26地区） | | <ul style="list-style-type: none"> ・公共迫処理区（25%） ・公共特環処理区（1/4地区） ・農集（6/26地区） | | <ul style="list-style-type: none"> ・公共迫処理区（25%） ・公共特環処理区（1/4地区） ・農集（6/26地区） | |
| | 条例改正等移行事務手続き | | 財務会計移行準備・職員研修 | | 地方公営企業法適用 | | | | | |

・事務事業の適正化

| | | | | | | | |
|------------|--|---|---|---|---|-------|--|
| 実行プログラム | 46 行政評価システムの推進 | | | 所管課 | 企画部 | 企画政策課 | |
| 現状と課題 | 平成22年度から、政策的事務事業（ソフト事業）等を対象に内部評価を実施し、その一部について外部評価を実施している。また、平成26年度からは、職員が上位の目的を踏まえ適切に事務事業評価を実施することを目的に、基本事業を単位とした事務事業評価を実施し、その定着を図っている。今後は、内部評価の精度向上や行政評価の見直し、成果指標の設定などを明確化し行政評価の充実を図る必要がある。 | | | | | | |
| 取組概要 | 内部評価の精度の向上を図るとともに、統廃合や見直しを行った事業数等の把握を行う。 また、平成28年度を起点に、3年ごとに行政評価の実施方法等の見直しを行う。 | | 達成指標等 | 達成指標 内容 または 数値 設定根拠 | 統廃合や改善を行った事務事業数 当該年度に実施した内部評価において、統廃合や見直しを行った事務事業数を把握し、達成指標とする。 行政評価システム推進計画 | | |
| 期待される効果 | 事務事業評価を実施することにより、評価結果に基づくメリハリのついた効率的な行財政運営や、事務事業の目的意識・目的達成意識やコスト意識の浸透など、職員の意識改革に結びつけられる。 | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| | 行政評価システムの推進 | | | | | | |
| | 評価の見直し | | | 行政評価の検証 | | | |
| 計画（目標値内容等） | <ul style="list-style-type: none"> 政策的事務事業（ソフト事業）を対象にした内部評価の実施 外部評価の実施 行政評価の成果の検証（統廃合や改善を行った事務事業数の調査） 評価結果の予算反映 | <ul style="list-style-type: none"> 政策的事務事業（ソフト事業）を対象にした内部評価の実施 外部評価の実施 行政評価の成果の検証（統廃合や改善を行った事務事業数の調査） 評価結果の予算反映 | <ul style="list-style-type: none"> 政策的事務事業（ソフト事業）を対象にした内部評価の実施 外部評価の実施 行政評価の成果の検証（統廃合や改善を行った事務事業数の調査） 行政評価の見直し（行政評価の実施方法等の見直し） 評価結果の予算反映 | <ul style="list-style-type: none"> 政策的事務事業（ソフト事業）を対象にした内部評価の実施 外部評価の実施 行政評価の成果の検証（統廃合や改善を行った事務事業数の調査） 評価結果の予算反映 | <ul style="list-style-type: none"> 政策的事務事業（ソフト事業）を対象にした内部評価の実施 外部評価の実施 行政評価の成果の検証（統廃合や改善を行った事務事業数の調査） 評価結果の予算反映 行革大綱改訂に対応した実施内容の検証 | | |

| | | | | | | | |
|------------|--|-----|-------|---------------------------------|--|-----|--|
| 実行プログラム | 47 環境マネジメントシステムの推進 | | | 所管課 | 市民生活部 | 環境課 | |
| 現状と課題 | 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けた取組が社会全体に求められている。平成22年度までに各総合支所庁舎（各部と水道事業所を含む）と消防、環境事業所へ適用範囲を拡大し、平成24年度には保育所、児童館、子育て支援センター、小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、医療局経営管理部、病院、老人保健施設など全ての組織に適用している。 今後は環境マネジメントシステムの運用に関する手続きや書類等の一部簡素化を図っていくことが課題となっている。 【参考】既導入組織等 平成20年度：南方庁舎 平成21年度：迫庁舎、中田庁舎 平成22年度：上記以外の各総合支所、水道事業所、環境事業所、消防本部、消防署 平成23年度：社会教育施設（教育事務所、公民館、歴史博物館、迫図書館、視聴覚センター、石ノ森章太郎ふるさと記念館） 平成24年度：保育所、児童館、子育て支援センター、小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、医療局経営管理部、病院、老人保健施設 | | | | | | |
| 取組概要 | ISO14001に準拠した本市独自の環境マネジメントシステムの導入により、環境に配慮した「市役所」と環境問題解決の手法確立や職員の意識改革を目指す。 | | 達成指標等 | 達成指標 内容 または 数値 設定根拠 | 事務事業を行う際の環境負荷の一層の軽減 適用施設において、平成27年度を基準とし、コピー用紙購入量・施設燃料使用量の削減、公用車の燃料消費効率の向上。 登米市環境マネジメントシステムマニュアル | | |
| 期待される効果 | 環境に配慮した行政運営の結果、職員一人ひとりが環境負荷の軽減と環境保全を意識して事務事業を執行する。各種の使用量（電気・水・コピー用紙等）に関しては、基準年度（平成27年度）より削減することを目標に設定し、環境マネジメントシステムを運用することにより、経費の削減にもつながることが期待される。 | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| | 第4期登米市地球温暖化対策率先実行計画（H28～H30）に定めた温室効果ガスの排出抑制に向けた取組の推進 | | | | | | |
| | 第5期実行計画の策定 | | | 第5期実行計画の推進 | | | |
| 計画（目標値内容等） | 基準年度：平成27年度 ・コピー用紙購入量・施設燃料使用量の5%削減 ・公用車の燃料消費効率を5%向上 | | | 第5期登米市地球温暖化対策率先実行計画の推進 | | | |
| | 第5期実行計画の策定 | | | | | | |

| 実行プログラム | | 再掲 6 窓口業務等の委託の推進 | | | 所管課 | 市民生活部 | 市民生活課 | | |
|---------|--|---------------------|---|--|--|--|-------|--|--|
| 現状と課題 | <p>窓口業務は繁忙期と閑散期の業務量の差が大きく、繁忙期における待ち時間や人員配置などの課題に対して、限られた人員・財源の中での的確に対応していくには限界があり、多様な主体を公共サービスの担い手として活用していく必要がある。</p> <p>証明書等交付業務のうち、住民異動届や住民票の写し等の交付、戸籍の届出や戸籍謄抄本の交付など市町村の適切な管理の下、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務や、福祉部門の保険、年金、妊婦、乳幼児、児童、障がい者、介護等の制度説明や受付、諸手続きについても民間事業者への委託によって更なる効率化を図る必要がある。</p> <p>また、本市では、これまでも行財政改革の取組の中で民間事業者への委託や指定管理者制度の積極的な活用を行ってきたが、今後の財政見通し等を踏まえ、引き続き更なる業務の効率化を図っていく必要がある。</p> | | | | | | | | |
| 取組概要 | <p>市町村の適切な管理の下、市町村の判断に基づき民間事業者の取り扱いが可能な証明書等の交付と福祉部門の窓口業務についての対象業務の抽出を行い、導入によるリスクの分散を図るため、各総合支所の導入スケジュールについて調整する。</p> <p>【参考】窓口業務関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民異動届受付 住民票の写しの交付 納税証明書の交付 戸籍の届出 戸籍謄抄本の交付 | | 達成指標等 | 達成指標 | <ul style="list-style-type: none"> 証明書等の交付と福祉部門の窓口業務の委託の推進 業務委託の推進 | | | | |
| | <p>また、データ入力や管理業務など定型的な業務については、これまでも民間事業者への委託に取り組んできたが、委託によって効率化が図られるものについて、再度点検の上、更に導入できる業務について民間事業者へ委託を実施する。</p> <p>【参考】定型的な業務関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 給料の計算 職員研修 職員健康診断 福利厚生事業 | | | 内容または数値 | <ul style="list-style-type: none"> 総合支所における窓口業務の民間事業者への委託の推進 定型業務や新たな業務の民間事業者への委託の推進 | | | | |
| | <p>また、データ入力や管理業務など定型的な業務については、これまでも民間事業者への委託に取り組んできたが、委託によって効率化が図られるものについて、再度点検の上、更に導入できる業務について民間事業者へ委託を実施する。</p> <p>【参考】定型的な業務関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 給料の計算 職員研修 職員健康診断 福利厚生事業 | | | 設定根拠 | | | | | |
| 期待される効果 | <p>委託によって時間帯毎の繁忙期への対応や、住民異動繁忙期における窓口数の拡大などの柔軟な取組が可能となり、届書や申請書の流れをスムーズにすることで待ち時間を短縮し、繁忙に影響されない質の高い市民サービスの提供が図られる。</p> <p>また、職員数や経費の削減、業務の委託による雇用の創出等の地域の活性化にもつながる。</p> | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | |
| 計画 | 対象業務の抽出 | | 委託の順次実施 | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 対象業務の抽出 導入スケジュールの調整 | | <ul style="list-style-type: none"> 委託の順次実施 | <ul style="list-style-type: none"> 委託の順次実施 実施結果の検証と次年度への反映 | <ul style="list-style-type: none"> 委託の順次実施 実施結果の検証と次年度への反映 | <ul style="list-style-type: none"> 委託の順次実施 実施結果の検証と次年度への反映 | | | |

②人材の育成及び確保

・職員の能力開発と育成

| 実行プログラム | | 48 職員研修の充実 | | | 所管課 | 総務部 | 人事課 |
|-----------|---|--|--|--|--|-----|-----|
| 現状と課題 | <p>少子・高齢化や高度情報化、地方分権の進展等により、市民に対してより身近な自治体として果たす役割が大きく変化しており、高度・多様化する市民ニーズや透明性を高めた行政運営など、社会情勢に対応し市民の福祉向上のため様々なサービスの提供を行わなければならない。そのためには、適切な人員確保や専門の人材の育成を図るなど、分権時代にふさわしい体制を整える必要がある。さらには、厳しさを増す財政状況の下、組織の簡素化や業務の効率化を進める上で職員一人ひとりの能力向上と高度で専門的な知識習得が求められている。</p> <p>職員として全市民的視点と先見性を持ち、前例やこれまでの慣習にとらわれることなく成果重視の行政サービスを追求し、その課題に対応した政策立案能力や業務遂行能力を身に付ける必要がある。</p> | | | | | | |
| 取組概要 | <p>各年度において研修計画を策定して、職員研修を実施する。</p> <p>新規採用職員から管理職に至る各階層ごと、公務員の倫理基礎、業務の知識・技術能力、情報化対応能力、対人能力、課題発見・解決能力、政策形成能力、法務能力、管理能力等の研修を行う。</p> <p>特に政策形成能力等の習得を図るため自治大学校、東北自治研修所への派遣研修を実施するとともに、高度で専門的な知識の習得を図るため、国・県等への派遣研修を実施するほか、民間企業と連携した研修の実施に向けた調整を行う。</p> <p>また、組織のスリム化により限られた管理職に対して、部下の育成や組織マネジメントなど管理能力の習得を図る研修を実施していく。</p> | | 達成指標 | 計画的な研修実施による人材の育成 | | | |
| | | | 内容または数値 | 常に現状を見つめ直す「自律行動型」職員の育成を図るため、登米市人材育成基本方針に基づいた研修計画を毎年度策定し、計画に沿った内容により研修を実施する。 | | | |
| | | | 設定根拠 | 登米市人材育成基本方針に基づく研修計画 | | | |
| 期待される効果 | <p>限られた人員の中、人材育成方針に基づく職員研修を実施することにより、複雑・多様化する行政課題に的確に対応できる人材を育成し、職員個々の能力向上による組織力の強化が図られる。</p> <p>また、国・県等への派遣研修により、高度で専門的な知識の習得及び人的ネットワークの形成が図られ、行政運営の円滑化に資する。</p> | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計画（詳細内容等） | 自律行動型職員の育成に向けた研修の充実 | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修年度計画の策定 派遣研修・市単独研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修年度計画の策定 派遣研修・市単独研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修年度計画の策定 派遣研修・市単独研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修年度計画の策定 派遣研修・市単独研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修年度計画の策定 派遣研修・市単独研修の実施 | | |

| 実行プログラム | | 49 人材育成型人事評価システムの推進 | | | 所管課 | 総務部 | 人事課 |
|-----------|--|--|--|--|--|-----|-----|
| 現状と課題 | <p>地方分権の一層の進展により、地域における総合的な行政機関として、高度化・多様化する市民ニーズに対応し、市民に身近な行政サービスを提供するという自治体の役割はますます増してきている。また、厳しい財政状況や行政の効率化を背景に職員数は減少を続けている中で、個々の職員に対しては、社会情勢の変化や市民ニーズを的確に把握した課題発見と解決策の企画・立案能力及び成果検証に基づく業務の遂行がこれまで以上に求められる状況となっている。</p> <p>このような中、平成20年度から人材育成型人事評価システムの試行を実施してきたところであり、今後更に職員一人ひとりの個性や能力に応じた能力開発と人材育成に取り組むとともに、より公正かつ公平な視点から従来の勤務評定に加え、客観性、透明性の高い人事評価制度の構築に努めていく必要がある。なお、人材育成型人事評価システムの実施に当たり、職員に対して組織ビジョンの共有を図る必要がある。</p> | | | | | | |
| 取組概要 | <p>自己診断シートによる職員自ら強み、弱みについての理解と補強すべきポイントの把握や、育成面談の実施及び職員一人ひとりの個性や能力又は補強ポイントに応じた研修への参加を実施する。</p> <p>また、評価者に対する客観性・公平性のある評価方法、育成方法等の研修実施や組織ビジョンの共有を行う。</p> | | 達成指標 | 人材育成及び人材活用による長期的、継続的組織力の構築 | | | |
| | | | 内容または数値 | 人材育成型人事評価制度を用いながら、職員一人ひとりの能力開発と人材育成に努める。 | | | |
| | | | 設定根拠 | 人材育成型人事評価システム実施要領 | | | |
| 期待される効果 | <p>職員一人ひとりの個性や能力に応じた能力育成方針を定め、人材育成に努めることが可能である。人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った人材育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務率の向上に繋げ、市民への行政サービスの向上に資する。</p> | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計画（詳細内容等） | 人材育成型人事評価システムの推進 | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 自己診断シートの作成、面談の実施 人材育成型人事評価システムの検証 | <ul style="list-style-type: none"> 自己診断シートの作成、面談の実施 人材育成型人事評価システムの検証 | <ul style="list-style-type: none"> 自己診断シートの作成、面談の実施 人材育成型人事評価システムの検証 | <ul style="list-style-type: none"> 自己診断シートの作成、面談の実施 人材育成型人事評価システムの検証 | <ul style="list-style-type: none"> 自己診断シートの作成、面談の実施 人材育成型人事評価システムの検証 | | |

・定員管理の適正化

| | | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|-----|--|
| 実行プログラム | 50 定員管理の適正化 | | | 所管課 | 総務部 | 人事課 | |
| 現状と課題 | <p>これまで、第1次及び第2次登米市定員適正化計画を策定し、登米市行財政改革実施計画で示していた平成17年度以降10年間の職員削減目標450人（市全体614人）を念頭に定員管理を行い、職員数の削減に取り組んできたところであり、平成18年度職員数1,174人（市全体1,970人）に対し、平成28年度当初の職員見込数は771人（市全体1,419人）であり、職員の削減数は403人（市全体551人）となる見込みである。</p> <p>今後は、第二次登米市総合計画の基本理念である協働による登米市の持続的な発展を踏まえ、市民協働による地域づくりを推進する組織体制づくりが必要であると同時に地方分権の進展による国・県の権限移譲による事務量の増加及びこれまでの職員採用の抑止に伴う年齢構成バランスの改善を図らなければ、将来的な人材育成や人事管理に大きな支障を来す恐れがあり、今後の定員管理に当たっては、これらの事情にも配慮していかなければならない。</p> <p>なお、地方交付税の一本算定に伴う歳入減など、今後想定される大幅な経営資源の縮小に対応するため、本庁及び総合支所が担っている事務事業の抜本的な見直しを行うなど、将来に向かって持続可能な組織体制の在り方について検討することとしており、以降の定員管理に当たって適切に反映していくものとする。</p> | | | | | | |
| 取組概要 | <p>市民サービスの向上に配慮しつつ、民間事業者への業務委託や指定管理者制度の活用により、業務のスリム化・効率化を図っていく。</p> <p>また、職員数の削減に伴う年齢の空洞化に配慮しつつ、退職者数に対する必要最低限の補充に努め、退職勧奨制度を活用していく。</p> <p>なお、本庁及び総合支所の業務の見直しを図るなど、より簡素で効率的な組織体制の構築を図る。</p> | 達成指標 | 定員適正化計画に基づく定員管理 | | | | |
| | | 内容や数値 | 平成28年4月1日の職員見込数（登米市全体 1,419人、市長部局等 771人） 平成28年度から平成32年度までの削減数（登米市全体 63人、市長部局等 47人） | | | | |
| | | 設定根拠 | 第2次登米市定員適正化計画 | | | | |
| 期待される効果 | 定員適正化計画に基づいた適正な定員管理及び職員配置により、簡素で効率的な組織機構の編成及び行政運営が図られるとともに、歳入の削減に繋がるとともに、財政の健全化に一定程度の効果が得られる。 | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計画（目標値等） | 定員適正化計画に基づく定員管理 | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・退職勧奨制度の積極的な活用 ・計画的な職員採用 ・簡素で効率的な組織機構の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・退職勧奨制度の積極的な活用 ・計画的な職員採用 ・簡素で効率的な組織機構の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・退職勧奨制度の積極的な活用 ・計画的な職員採用 ・簡素で効率的な組織機構の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・退職勧奨制度の積極的な活用 ・計画的な職員採用 ・簡素で効率的な組織機構の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・退職勧奨制度の積極的な活用 ・計画的な職員採用 ・簡素で効率的な組織機構の見直し | | |

③ ICTの積極的な活用

・ICTを活用した新たな行政サービスの拡充

| | | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|-------|--|
| 実行プログラム | 51 電子申請サービスの推進 | | | 所管課 | 企画部 | 企画政策課 | |
| 現状と課題 | <p>電子申請システムの導入については、費用負担等を考慮し、宮城県及び県内24市町村が参加する宮城県電子自治体推進協議会において共同調達し、平成22年10月からシステム運用を開始、サービス提供を行っている。</p> <p>今後、より利便性を高めるため、携帯電話やスマートフォンからの申請受付や届出のみの申請や参加申込み申請などの電子申請手続の拡充、コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの開始に伴うメニューの見直しを行う必要がある。</p> | | | | | | |
| 取組概要 | <p>19の行政手続に加え、新たに職員に対する内部アンケート（情報セキュリティチェック）の手続を拡充し、20手続での運用を行っているが、携帯電話やスマートフォンからの申請受付や拡充及び見直しを行う。</p> <p>また、他自治体の事例などを参照し、電子申請システムの操作・様式作成等の研修や情報提供を積極的に実施して周知を図る。</p> | 達成指標 | 電子申請対象手続数 | | | | |
| | | 内容または数値 | 申請メニューの拡充 10項目 申請件数の拡大 平成26年実績1,400件の毎年度5%増 | | | | |
| | | 設定根拠 | 宮城県電子自治体推進協議会運用協定 | | | | |
| 期待される効果 | インターネットを利用して住民票の写しの交付申請や各種申請、届出等の行政手続が「24時間、365日」行えることにより市民の利便性の向上が図られる。 | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計画（目標値等） | 継続的な安定運用 | | | | | | |
| | 申請メニューの拡充 | | | | | | |
| | 申請件数の拡大 | | | | | | |
| | 申請メニューの拡充 2項目 申請件数の拡大 1,470件 (1,400件の5%増) | 申請メニューの拡充 2項目 申請件数の拡大 1,540件 (1,400件の10%増) | 申請メニューの拡充 2項目 申請件数の拡大 1,610件 (1,400件の15%増) | 申請メニューの拡充 2項目 申請件数の拡大 1,680件 (1,400件の20%増) | 申請メニューの拡充 2項目 申請件数の拡大 1,750件 (1,400件の25%増) | | |

| | | | | | | | | |
|----------|---|--|---|---|---|--|-------|--|
| 実行プログラム | 52 コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進 | | | | 所管課 | 市民生活部 | 市民生活課 | |
| 現状と課題 | 市民の就業時間や生活スタイルは多様化している。市役所までのアクセスが不便、平日の日中に休みが取得できない、遠隔地に滞在しているなど住民票の写しや印鑑登録証明書、税証明書の取得のため開庁時間内に来庁できない方への対応策として、現在、電話予約や郵便請求により諸証明を交付している。しかし、開庁時間内に電話予約を入れたり郵便請求の手続も大変複雑であり、来庁せず日曜日でも即時に証明書等を取得できる交付方法を検討する必要がある。 | | | | | | | |
| 取組概要 | 【事業概要】 (1) 発行対象証明書:住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し、税証明(所得証明書、課税・非課税証明書) (2) 発行可能店舗:セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス(全国約45,000店舗、登米市内31店舗) (3) 開始時期:平成28年9月予定 (4) 利用時間:午前6時30分から午後11時まで(年末年始12/29~1/3を除く) (5) 発行委託料:証明書1件につき120円(税別) | 達成指標 | コンビニエンスストアでの住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の証明書・税証明の交付の普及 | | | | | |
| | | 内容または数値 | 個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写し・印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、税証明(所得、市県民税課税・非課税証明)交付を開始する。(H28.9予定)申請書はH27.10の個人番号カード通知と同時に送付され、H28.1から個人番号カード交付開始し、個人番号カード保有者の増加を図る。 | | | | | |
| | | 設定根拠 | 平成28年度の国の想定交付枚数が500万枚のため、本市では年間3,300枚を指標とする。 | | | | | |
| 期待される効果 | 住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍の証明書を全国のコンビニエンスストアで、年末年始を除く午前6時30分から午後11時まで発行が可能となることから、市民の利便性が高まる。 また、多機能端末機の管理はコンビニエンスストアで行うため、市役所での維持・運用経費のコスト削減と窓口業務の質の向上が図られる。 | | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| | 個人番号カード交付(H28.1月~) | | | | | | | |
| 計画(目標値等) | コンビニ交付実施(H28.9月予定) | | | | | | | |
| | 個人番号カード交付 月275枚×12ヶ月=3,300枚 累計3,300枚 | 個人番号カード交付 月275枚×12ヶ月=3,300枚 累計6,600枚 | 個人番号カード交付 月275枚×12ヶ月=3,300枚 累計9,900枚 | 個人番号カード交付 月275枚×12ヶ月=3,300枚 累計13,200枚 | 個人番号カード交付 月275枚×12ヶ月=3,300枚 累計16,500枚 | ※H27(1~3月)6,600枚 H27~H32 総累計23,100枚 | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|---------|--------------------------------|-----|-----|-----|-------|--|--|
| 実行プログラム | 53 公共施設のWi-Fi化の推進 | | | | 所管課 | 企画部 | 企画政策課 | | |
| 現状と課題 | 現在、本市の公共施設での整備状況は、各総合支所6か所(米山、東和、津山総合支所を除く)、石ノ森章太郎ふるさと記念館、道の駅(みなみかた、米山、林林館、津山)、遠山之里、高倉勝子美術館、教育資料館、春蘭亭、長沼ふるさと物産館の合計16か所で、観光施設が主な設置場所となっている。 公衆無線LANは、電話回線が通信混雑のために利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすく、スマートフォン等のように無線LANの利用可能な端末が急速に普及していることから、災害時でも効果的に情報を受発信できる通信手段である。また、災害時に緊急情報の受発信を行う経路の一つとして、市民の地域防災拠点となる公民館、ふれあいセンターや、医療防災拠点となる病院や診療所への整備が必要がある。 | | | | | | | | |
| 取組概要 | インターネットを経由して災害関連情報を収集できるよう、地域防災拠点へ公衆無線LANを設置する。 | 達成指標 | 災害発生時に各種の拠点となる公共施設への公衆無線LANの設置 | | | | | | |
| | | 内容または数値 | 災害発生時に各種の拠点となる公共施設数 | | | | | | |
| | | 設定根拠 | | | | | | | |
| 期待される効果 | ソーシャルメディアサービスについては、震災直後の音声通話・メール等がつかりにくい状況において、安否確認を行う手段の一つとして個人に利用されるとともに、登録者がリアルタイムに情報発信するものであることから、震災に関する情報発信・収集のための手段として有効性が認められる。 また、通信インフラ・ネットワークの発展により、インターネットを利用した多彩なサービス・アプリケーション(ソーシャルメディアサービス、動画配信サービス、動画投稿サイト、クラウドサービス等)が登場しており、震災時においては、インターネットを利用した安否確認、情報共有等が図られる。 | | | | | | | | |
| 実施概要 | 年度別スケジュール | | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | |
| | 施設への設置 | | | | | | | | |
| 計画(目標値等) | 調整結果を踏まえ順次設置 | | | | | | | | |
| | 米山、東和、津山総合支所 ・非常用発電施設がある登米市民病院、豊里病院、米谷病院、よねやま診療所、登米診療所 | | | | | | | | |
| | ・公民館、ふれあいセンターは指定管理者と調整を行い、調整完了後順次設置 | | | | | | | | |

・ICTを活用した業務の簡素化・効率化の推進

| | | | | | | | |
|---------|--|---------------------------------------|--|----------------|----------------|-----|--|
| 実行プログラム | 54 電子カルテシステムの拡充 | | | 所管課 | 医療局 | 企画課 | |
| 現状と課題 | <p>医療サービスの質の向上を図るため、電子カルテシステム等を登米市民病院、登米・上沼・津山診療所に導入し、待ち時間の短縮等の患者サービスの向上と診療業務の改善、医療業務の効率化・迅速化に向けた取組を行ってきた。</p> <p>今後は、未導入施設で現在稼働している医事システム等の更新時に合わせて電子カルテシステム及び各部門システムを導入し、各病院、診療所等の院内ネットワークを構築、将来的には施設間をネットワークで結び患者情報の共有体制を構築することが求められている。</p> <p>【電子カルテシステム等の未導入施設】米谷病院、豊里病院、よねやま診療所</p> | | | | | | |
| 取組概要 | 現在の医事システム等の更新時に合わせて各病院、診療所等に電子カルテシステム及び各部門システムを導入し、宮城県医療福祉情報ネットワークと連携しながら、医療サービス及び医療の質の向上を図る。 | 達成指標 | 登米市立病院改革プランの達成 | | | | |
| | | 内容または数値設定根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 院内と施設間ネットワークの構築 電子カルテシステム等の導入 登米市立病院改革プラン | | | | |
| 期待される効果 | <p>積極的なICT化の推進により、待ち時間の短縮や病院、診療所間の診療情報の共有化等の患者サービスの向上と、質の高い医療の提供、医療業務の効率化・迅速化が図れる。</p> <p>【参考】登米市立病院改革プラン：平成20年12月（策定）、平成22年2月（改訂） 第2次市立病院改革プラン：平成24年2月（策定）、平成26年1月（改訂） 第3次市立病院改革プラン：平成28年2月（策定予定）</p> | | | | | | |
| 実施概要 | 年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 計 画 | | | | | | | |
| | ・院内ネットワーク等の設計 | ・院内ネットワーク等の構築 ・電子カルテシステム等の導入（米谷病院） | ・院内ネットワーク等の構築 ・電子カルテシステム等の導入（豊里病院、よねやま診療所） | ・施設間ネットワーク等の構築 | ・施設間ネットワーク等の構築 | | |

体系図

| 基本方針 | 重点項目 | 取組項目 | 実行プログラム | | | | |
|-------------------|------------------|----------------------|---|---|--|-----------------------|--|
| (1) 協働によるまちづくりの推進 | ①市民参画によるまちづくりの推進 | ・多様な担い手の育成 | 1 市民活動を担う人材の育成強化 2 協働による公共サービスの選定・制度化 3 自主防災組織の活動支援 | | | | |
| | | ・まちづくり活動の支援強化 | 4 中間支援組織による市民活動への支援の充実 5 集会施設の管理運営の適正化 | | | | |
| | ②多様な担い手との連携強化 | ・民間委託と民営化の推進 | 6 窓口業務等の委託の推進 7 保育所・幼稚園の民営化の推進 | | | | |
| | | ・公共施設の計画的な管理 | 8 公共施設の適正な配置と管理 9 指定管理者制度の推進 5 集会施設の管理運営の適正化 | | | | |
| | ③公正の確保と透明性の向上 | ・情報提供の強化 | 10 行政情報の発信強化 | | | | |
| | | ・市民意向の反映 | 11 広聴活動の充実 12 まちづくり市民意向調査（満足度）の実施 | | | | |
| | (2) 持続可能な財政運営の推進 | ①計画的な財政運営の推進 | ・中長期的な見通しを踏まえた財政運営 | 13 中長期的な財政見通しの策定 14 地方債残高の抑制 15 国の制度改正動向の把握と的確な対応 | | | |
| | | ②安定的な財源の確保と経費の節減・合理化 | ・安定した財源の確保 | 16 市税等の収納率向上 17 保育料の収納率向上 18 住宅使用料の収納率向上 19 下水道使用料の収納率向上 20 学校給食費の収納率向上 21 幼稚園授業料の収納率向上 22 保育料・幼稚園授業料の適正化 23 検診料の適正化 24 放課後児童クラブ等の負担金の適正化 25 財政措置の高い地方債の活用 26 遊休財産の活用推進 27 ごみ指定袋への広告掲載の推進 28 公募による自動販売機設置の推進 29 公用車への広告掲載の推進 30 ふるさと応援寄附の促進 | | | |
| | | | | ・経費の節減・合理化 | 31 予算編成における経費削減の推進 32 職員人件費の削減 33 補助金等の適正化 34 公共工事のコスト縮減 35 公用車の適正配置と低燃費化の推進 36 ごみ排出量の削減 37 電気料金の削減 38 通信料金の削減 8 公共施設の適正な配置と管理 | | |
| | | | | | ③地方公営企業等の経営健全化 | ・公営企業の経営健全化 | 39 病院事業の経営健全化 40 医療従事者の確保策の強化 41 病院と地域の連携強化 42 水道事業の経営健全化 43 下水道事業の地方公営企業法適用 |
| | | | | | | ・第三セクター等の見直し | 44 第三セクターの経営健全化と自立の促進 |
| | | | | | (3) 効率的な行政運営の推進 | ①効率的な組織機構の構築 | ・効率性・機能性を重視した組織の見直し |
| ・事務事業の適正化 | | | | | | | 46 行政評価システムの推進 47 環境マネジメントシステムの推進 6 窓口業務等の委託の推進 |
| ②人材の育成及び確保 | | | | | | ・職員の能力開発と育成 | 48 職員研修の充実 49 人材育成型人事評価システムの推進 |
| | | | | | | ・定員管理の適正化 | 50 定員管理の適正化 |
| ③ICTの積極的な活用 | | | | | | ・ICTを活用した新たな行政サービスの拡充 | 51 電子申請サービスの推進 52 コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進 53 公共施設のWi-Fi化の推進 |
| | | | | ・ICTを活用した業務の簡素化・効率化の推進 | | 54 電子カルテシステムの導入 | |